【公募説明会資料】

平成28年度

電気・熱エネルギー 高度利用支援事業費補助金

平成28年4月 一般社団法人 都市ガス振興センター

申請者の皆様へのお願い

一般社団法人 都市ガス振興センター(以降センター)の補助金の原資は経済産業省から交付 決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ル ールに則った適正執行が求められます。

センターの補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分理解のうえ、各種 手続を行っていただきたくよろしくお願いします。

- 1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付規程、公募説明会 資料、パンフレット等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分理解ください。
- 2. センターに提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
- 3. 不正行為があった場合、センターは法や規程類に則り厳正に対処します。
- 4. 不正行為が認められたとき、センターは当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、受領済 みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
- 5. 不正行為を行った申請者や手続代行者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、センターの所管する新たな補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
- 6. 悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

【補助事業の計画に際しての主な留意点】

- ・補助事業を行うにあたり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、原則、競争入 札(又は3社以上の相見積)により発注先を選定して下さい。
- ・当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中(平成29年2月28日まで)に 対価の支払い及び精算が完了し、実績の報告ができるよう計画して下さい。補助事業を構成 する全ての工事等の完了、検収と費用の支払いをもって、補助事業の完了となります。
- ・費用の支払方法は「金融機関からの振込み」とするよう手続きを行って下さい。(手形、割 賦、相殺等は認められません。)
- ・必要な書類が期限までに提出されなかった場合、補助金は交付できませんのでご注意下さい。
- ・郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任 を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達の記録が残る郵送方法(書留郵便等)の 利用を推奨します。

本書に記載された内容が変更になることがあります。変更が生じた場合は公募説明会やセンターホームページにて、その旨をお知らせします。

目 次

_	古世の地口	0			
1	事業の趣旨	2			
2	事業の内容	2			
3	交付要件	6 7			
4	採点審査と補助事業者の選定				
5	予算	9			
6	事業の実施スケジュール	10			
7	補助事業制度の手続き	10			
8	補助事業の申請、実施における注意事項	14			
9	複数年度事業の取扱い	19			
1 0	補助事業申請に係る提出書類	20			
1 1	申請書類の提出方法及び申請先	26			
1 2	別紙参照資料				
	(別紙1)高効率コージェネレーションの要件	27			
	(別紙 2)省エネルギー量、省エネルギー率の考え方	28			
	(別紙3)省エネルギー計算シート(計算例1, 2, 3)	32			
	(別紙4)効果検証のための計測についての留意点	43			
	(別紙5)計測器データからの省エネ量算出方法の例	46			
	(別紙6)補助対象範囲の例 機械設備(1) 電気設備(2)	48			
	(別紙7) 各種契約の取扱い				
	(別紙8)交付申請書、別紙(記入例)				
	(別紙9)実施計画書(記入例)				
	(別紙 10) 見積依頼書(記入例)	60			
	(別紙 11) 見積書(記入例)	62			
	(別紙 12) 申請金額整理表 (記入例)	63			
	(別紙 13) 発注計画書(記入例)	64			
	(別紙 14) 発注先選定理由書(記入例)	66			
	(別紙 15)省エネ量・省エネ率達成のためのチェックシート	67			
	(別紙 16) 役員名簿(記入例)	68			
	(別紙 17) 共同申請における見積依頼から領収書発行までの役割分担	69			
	(別紙 18) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(記入例)	70			
	(別紙 19) 申請者別の資金調達計画について(記入例)	71			
	(別紙 20) 変更届出書(記入例)	72			
	(別紙 21) 複数年度事業 事業継続誓約書(1)、事業継続計画書(2)、事業完了報告書(3)	73			
	(別紙 22) 登記事項証明書交付申請書	76			
	(別紙 23) 日本標準産業分類	77			
	(別紙 24) 非営利民間団体の範囲	80			
	(別紙 25) エネルギーサービス契約を破棄した場合の返納金額について	81			
	(別紙 26) 交付申請書ファイリング例	82			
1 3	交付規程	84			

1. 事業の趣旨

発電時に生ずる排熱を有効活用するシステム(以下「コージェネレーション」という。)は、高い総合エネルギー効率を実現することが可能であり、産業分野・業務分野における1次エネルギーの削減に寄与します。また、長期エネルギー需給見通し(平成27年7月)においては、コージェネレーションによる電力供給が平成42年(2030年)に現状の2倍以上となる1,190億kWhに達すると見込まれています。

本事業は、発電時に生ずる排熱を有効利用することで、高い総合エネルギー効率を実現することが可能な市場競争力のある高効率コージェネレーションの導入を促進することにより、コージェネレーションの普及拡大及び産業分野・業務分野における1次エネルギーの削減に寄与し、もって内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とします。

2. 事業の内容

本事業は、「2. (2)補助対象事業」を満足する事業に対して、その事業に要する経費(設計費、設備費、工事費、諸経費)の一部を予算の範囲内で補助するものです。(ただし、消費税等は補助対象外とします。)

(1) 補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は下記①~④を全て満たすものとします。

- ① 日本法人(登記法人)である民間会社*1 *2 又は地方公共団体等であること。
- ② 経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- ④ 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること。
- ※1 特定目的会社(SPC)、有限責任事業組合(LLP)、民間会社を主提案法人(幹事法人)とする共同体が申請する場合は、主たる出資者又は出費表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの確約書を提出していただきます(すべての対象法人の法人登録印が必要です。(10.補助事業申請に係る提出書類参照)。
- ※2 マンションの管理組合や再開発組合で法人登録がなされていない (履歴事項全部証明書を提出できない)場合は、申請できません。

(2)補助対象事業

① 高効率コージェネレーション導入事業

高い総合エネルギー効率を実現することが可能な市場競争力のある高効率コージェネレーション*1を電気や熱を利用する需要家自らが導入する事業

② エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業

エネルギーサービス事業者(自らの資産(リース、賃貸借契約等を活用する場合も含む)として需要家の敷地内にコージェネレーションを設置し、当該需要家に対して電気や熱を効率的に提供するサービス(以下「エネルギーサービス」という。)をする者をいう。)がエネルギーサービスを提供するために高効率コージェネレーションを導入する事業(ただし、下記の要件を全て満たす事業を対象とする。)

- (ア) 需要家の敷地内に①と同等の高効率コージェネレーションを導入すること
- (イ) 導入したコージェネレーションを最適に運転することを約した契約^{※2※3}を締結すること
- ※1 高効率コージェネレーションは、別紙1の要件を満足する必要があります。
- ※2 最適に運転することを約した契約の例
 - ・エネルギーサービス事業者がコージェネレーション設備のオペレーションを行い、データのモニタリングを通じて設備を最適に運転する契約
 - ・設備使用者自身がコージェネレーション設備のオペレーションを行うが、エネルギーサービス事業者がデータのモニタリングを通じて設備を最適に運転するための助言を行う契約
- ※3 財産処分制限期間内に本契約の破棄または、修正などにより、コージェネレーションが最適に運転されない場合や契約更新がなされなかった場合は、エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の補助金額から高効率コージェネレーション導入事業の補助金額を引いた金額に償却年数を考慮した金額を返納していただきます(別紙25参照)。

(3) 事業期間

補助事業の期間は、単年度事業とします。

ただし、複数年度で設備を完成させる事業であって、その初年度分のみについて補助金を申請するものを妨げるものではありません。詳細は、「9. 複数年度事業の取扱い」を参照ください。

(4)補助率

① 高効率コージェネレーション導入事業

·補助率: 1/4以内

② エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業

·補助率: 1/3以内

(5)補助金上限額

1. 5億円/1補助事業

(6)費目と補助対象範囲

補助対象経費は以下のとおりです。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

	业拠書類により金額等が確認できる文出0 ┌──		
費目	補助対象範囲	備考	
設計費	・本事業に必要な機械装置の設計費、	・システムの設計は器材及び機器を特別	
	システム設計費	し、それらを整理、配列して目的にか	
		なう装置体系を創りだす設計作業	
		・実施設計は基本設計によって策定され	
		た基本計画の詳細な見直し作業、およ	
		び電気設備関係、配管図等の設計作業	
		・事前調査費、基本設計費、見積費用は	
		補助対象外	
設備費	・本事業に必要な機械装置、制御盤、	※ 以下のような経費は補助対象外。	
	監視装置、エネルギーマネージメントシステム、配	・設備建屋及び建屋に付随する設備等	
	管・配線類及びこれらに付随する設	・バックアップボイラー等	
	備の導入に要する経費。	・燃料タンク、LNGサテライト等の燃	
	・計測機器、データ記録及び集計のた	料貯蔵設備	
	めの機器に要する経費	・バイオガス発生装置等の燃料発生設備	
工事費	・本事業に必要な工事に要する経費。	※ 以下のような経費は補助対象外。	
	・本事業に必要な付帯工事に要する費	・土地造成、整地、地盤改良工事に準じ	
	用。	る基礎工事	
	・本事業のために必要な系統連系に要	・移設、撤去工事(ただしコージェネレ	
	する経費	ーション設置のために必要な工事は	
		補助対象)	
		・産業廃棄物処理費用	
		・井戸掘削工事等の間接工事	
		・植栽及び外構工事(ただしコージェネ	

		レーションから発生するドレン水を
		処理設備等に導くための専用の側溝
		等は補助対象)
諸経費	・本事業を行うために直接必要なその	※ 以下のような経費は補助対象外。
	他経費(工事負担金(水道等)、管	・エネルギーサービスの運営に要する経
	理費(申請者の出張旅費、会議費等))	費
		・土地の取得及び賃貸料
		・センターや業者との打ち合わせのため
		の旅費
		・振込手数料
		・通信運搬費、消耗品費
		・設備稼働に必要な材料費
		(例 バイオマスにおけるペレット、
		ガスコジェネにおけるLNGガス
		等)

- ※ 別紙6に高効率コージェネレーションの補助対象範囲例を示す。
- ※ その他の経費に関する補助対象範囲に関しては、「8.(5)②見積書」を参照のこと。

(7) 補助対象事業・補助対象設備の留意点

- ① 補助対象事業の留意点
 - ・電力・熱の使用先での省エネ対策(蒸気漏れ配管の修理、空調する部屋の断熱等)は補助 対象外となります。
 - ・コージェネレーションの改造や運用改善に伴う費用等は補助対象外とします。
 - ・工場移転等に伴う既存設備の移転は補助対象外とします。
 - ・同一事業所内で複数の設備について申請を行う場合、原則として1通の交付申請書に全数 をまとめて申請を行ってください。

② 補助対象設備に関する留意点

- 増設又はリプレースについては、新設の場合と同様、補助対象となります。
- ・原則、中古の設備は補助対象外となります。
- ・予備用設備・将来用設備・非常用設備は、補助対象外となります。
- ・容易に移動可能なもの、他の用途に転用できるものは補助対象外となります。(移動式消化器、移動式フェンス等)

3. 交付要件

補助事業者または補助事業は、以下の項目をすべて満たす必要があります。

(1) 事業者適格性

適切な実施体制及び財務基盤※1※2を有していること。

- ※1 設備の所有者(またはその親会社)が直近2期連続で経常収支が赤字でないことが必要です(地方公共団体及び非営利民間団体(別紙24参照)を除きます)。
- ※2 設備所有者が2年間の財務諸表を提出できない場合は、設備所有者の親会社の財務諸表が※1を満足すれば可とします。

(2) サイバーセキュリティ対策

補助事業で導入する設備に対して、サイバーセキュリティ対策を検討していること。

※ 以下のAとBもしくはAとC-1~C-4のすべての対策を、実績報告書提出まで に満足する必要があります。

Α	設備の導入先において、導入する設備に対して不審者の侵入を防止する措
	置*1が取られていること。
В	設備が外部ネットワーク (導入先のネットワークを除く)から独立してい
	る、もしくはネットワーク化*2されていないこと。
C — 1	情報セキュリティ対策がマニュアル化されており、適切な位置にファイア
	ウォールを設置すること。**3
C-2	設備を制御するシステムに対し、セキュリティソフトの導入がマニュアル
	化されており、これを遵守した運用をすること。**3
C-3	設備を制御するシステムに対し、USB等の外部記憶装置を使用する際の
	セキュリティ対策がマニュアル化されており、これを遵守した運用をする
	こと。*3
C – 4	ネットワークへの適切なアクセス権限の設定※4がなされることがマニュ
	アル化されており、これを遵守した運用をすること。**3

- ※1 設置先において守衛やIDカードにより入退室が管理されている、コージェネレーション設備が柵で囲われかつ施錠されている等を指します。
- ※2 無線・有線を問わず回線を通じ、導入する設備を遠隔監視、遠隔操作する場合も、 ネットワーク化されているとみなします。
- ※3 導入する設備をネットワークで接続し、制御やモニタリングを行う補助事業者は、 すべて対象となります。
- ※4 ネットワークと接続されたパソコンを使用する際に、パスワード設定がなされている等を指します。

- (3) 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (4)補助対象経費に、国からの補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業ではないこと。(法 令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。)
- (5)補助対象期間を超えて、補助対象施設を使用しデータ取得等を行う計画を有しているときは、その計画も実施計画書に記載すること。
- (6)補助事業に関連して特定目的会社や地域新電力等を組成する場合は、その組成が申請時に完了又は確実なものであり、各出資元の詳細が明らかになっていること。
- (7) 当該事業において、他の補助金にも申請又は、採択されている場合は、その詳細を明確に記載すること。

4. 採点審査と補助事業者の選定※1

センターは、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される委員会(以下「評価委員会」 という。)を設置し、下記の評価項目について、評価基準を定めています。

センターは補助金交付申請者から提出された交付申請書、添付書類に基づいて審査を行い、 補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

なお、予算枠を超えた際には、評価の高いものから順に採択するものとします。

	評価項目	評価内容
1	省エネルギー性	省エネルギー率(%)が優れていること
2	経済性※2	費用対効果(補助対象経費に対する年間の原油換算一次エネルギー削減量: k L / 億円) が優れていること
3	設備の保守計画性	設備の保守計画等について、補助事業完了後も継続的に実施することが検討されていること。具体的には、設備のメンテナンス契約期間の長さ(5年以上か。10年以上か。)を評価します。

4	事業継続性	非常時の事業継続性(BCP等)やエネルギー供給について 検討されていること。具体的には、以下の項目を指します。 ・系統電力停電時の給電 ・災害時給電による地域貢献 ^{※3}
---	-------	--

- ※1 採択等の経過に関する問い合わせには応じられません。選定結果については、センターのホームページに公開します。
- ※2 中小企業者優遇について

設備の使用者が申請者となる場合、費用対効果を2倍して優遇します。

中小企業者については、中小企業庁の定義に従っております。日本標準産業分類による 業種を4区分(卸売業、小売業、サービス業、製造業その他)に分類し、それぞれの区 分で、資本金の額(または出資の総額)、従業員の数の基準に該当するものを中小企業 者としています。

中小企業者の基準

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
卸売業	1 億円以下	100人以下	
小売業	5 千万円以下	50人以下	
サービス業	5 千万円以下	100人以下	
製造業その他	3 億円以下	300人以下	

- ※ 資本金規模もしくは従業員規模のどちらかに該当することが必要です。
- ※3 災害時の防災拠点もしくはそれに準じる拠点(コミュニティ防災拠点等)において、災害時(停電時、地震発生時等)に給電が可能なシステム。当該拠点は、地方自治体等から認定されている必要があります。
- 「3. 交付要件」と「4. 採点審査と補助事業者の選定」に関する申請内容は、実施計画書 (別紙9参照) 「3. (1)事業の実施方法」に記載していただきます。実績報告時に実施 計画書「3. (1)事業の実施方法」に記載された内容を満足させるとともに、財産処分制 限期間を通じて遵守することが必要です。

5. 予算

(1)補助金名

(会計) エネルギー対策特別会計

(勘定) エネルギー需給勘定

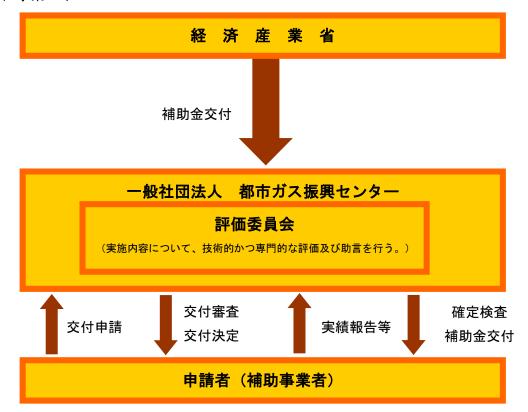
- (項) エネルギー需給構造高度化対策
 - (目) 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金 (目細) 電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金

(2)予算額

約15億円※

※エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業に関しては、5億円以上の採択 を予定しています。

(3) 事業スキーム



6. 事業の実施スケジュール

(1) 応募受付期間

平成28年4月25日(月)~5月31日(火)必着

- ※ 公募締切後、予算に余剰が生じた場合は、追加公募を行うことがあります。
- ※ 業務時間(平日9:00~12:00及び13:00~17:00)外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAXによる提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、余裕を持って送付されますようご注意ください。

7. 補助事業制度の手続き

本補助事業の手続き概略について以下に記します。

(1) 交付申請(交付規程第4条)

本補助金の交付を希望する事業者は、センター宛に当該年度の補助金交付申請書(別紙8参照(様式第1))、実施計画書(別紙9参照(様式第2))および添付資料を提出してください。

(2) 交付決定(交付規程第5条)

センターは補助事業の選定のため、評価委員会で定めた評価基準に基づき書類審査を行い、 補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

(3)補助事業の実施

法令、交付規程、公募説明会資料等にのっとり、事業を実施していただきます。

購買や発注においては、原則として発注先(候補)と補助事業者(共同申請の場合は原則として設備の所有者)との間で、見積依頼書、見積書、契約書(または注文書と注文請書)、納品書、受領書、請求書、(必要に応じ)領収書を書面にて署名または記名押印の上、取り交わす必要があります。

(4)計画変更(交付規程第9条)

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前にセンターの承認を受ける必要があります。

補助対象経費の各費目(設計費、設備費、工事費、諸経費)の10%以内で変更する場合は、 センターの承認を受ける必要はありません。入札による減額は、事業計画が変更されるわけで はないので、原則としてセンターの承認を受ける必要はありません。

なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原 則認められません。

※ 機種変更をする場合には、変更後の機種が、高効率コージェネレーションの要件(別紙 1参照)を満たしている必要があります。

(5)変更届出書

計画変更に該当しない以下の変更については、変更届出書(別紙20参照)を速やかにセンターに提出してください。

- ・ 補助事業者の名称、住所、代表者名 (履歴事項全部証明書の写しもしくはWEBサイトの写し等を添付のこと)
- ・ 補助事業者の担当者 (変更者名、メールアドレス、連絡先)
- 実施場所の施設の名称、住所
- ※ 交付決定後、補助事業完了後においても同様です。

(6) 実績報告及び確定検査(交付規程第15、16、27条)

補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内、又は平成29年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第9)をセンター宛に提出していただきます。また、補助事業の遂行及び収支の状況についてセンターで確認するため、以下の書類等を提出願います。

期日	提出書類		
一般競争入札又は相見積実施後	見積依頼書及び見積書の写し		
10日以内			
発注先との契約後10日以内	契約書、又は注文書及び注文請書の写し		
発注先に支払い後10日以内	納品書、請求書、受領書、支払いを証する書類の		
	写し		

- ※ 上記の期日までに実績報告書を提出した場合、上記資料の提出は不要です。
- ※ 発注が複数の件名になる場合は、件名ごとに上記の期日までに資料を提出願います。
- ※ 契約についてセンターの事前確認を受けたい場合、契約前に案を提出ください。

センターは補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査(仕様書、見積書、契約書、納品書、試運転報告書、請求書、振込証明書等)及び必要に応じ現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

実施内容が交付申請書どおりでない場合等不適当と認められる場合には、補助金不交付や減額の措置が取られる場合があります。

確定検査を実施するにあたって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に事務通知説明会を開催し別途お知らせいたしますので、補助事業者は必ずご出席ください。

(7)補助金の支払い(交付規程第17条)

補助事業者には、センターから確定通知を受けた後、精算払請求書(様式第11)を提出していただきます。その後、センターから補助事業者に補助金を支払います。補助金の交付は、補助事業者の支払の完了後となりますのでご注意願います。

(8) データの報告(交付規程第6条(3))

補助事業者は、設備稼働後より、導入効果を検証するためのデータ計測を行っていただき、 効果検証データをセンター宛に提出していただきます。提出が必要となる効果検証データは、 高効率コージェネレーション導入事業においては、事業の完了年度の翌年度より1年間、エネ ルギーサービス用コージェネレーション導入事業においては、事業の完了年度の翌年度より3 年間となります。

なお、申請時のデータと比べて実績データが悪い場合は、申請数値達成のための実行計画とその根拠資料を提出いただきます。更に必要に応じてセンターもしくは現地にて所有者・使用者から改善に向けての計画をご報告いただいたうえで、改善指導を行い、延長して効果検証データを収集し、提出していただきます。なお、達成見込みのない場合は、補助金を返還していただく場合がありますのでご注意願います。

(9) 取得財産の管理について(交付規程第22、23条)

補助金で取得した資産(取得財産等)については取得財産等管理台帳(様式第13)を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、単価50万円以上の資産を処分(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前に財産処分承認申請書(様式第14)をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

※ 発注先への支払いと同時期に資産を担保設定する場合、財産の取得前であってもあらか じめ財産処分承認申請書(様式第14)をセンターに提出し、事前に承認を受ける必要 があります。

(10)補助事業の承継について(交付規程第14条)

補助事業者は、財産処分制限期間において、相続、法人の合併又は分割等により補助事業を 行う者が変更される場合、その変更により事業を承継する者又は事業を継承する者に代わり事 業を行う者が、補助事業を継続して実施しようとするときは、引き続き補助金の交付の目的に 従って効率的運用を図ることができる旨を証明できる資料を添付のうえ、事前に承継承認申請書(様式第8参照)をセンターに提出し、承認を受ける必要があります。

(11)規定違反に対する措置について(交付規程第19条)

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 交付規程第19条第1項、第2項の規定による交付決定の取消、同条第4項の規定による補助金等の返還及び同条第5項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ センターが所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(12)暴力団排除に関する誓約について(交付規程第25条)

交付規程別表2に基づき、申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(交付規程第25条参照)に同意したものとします。

(13) 個人情報について(交付規程第26条)

交付規程第26条に基づき、センターが審査等を通じ補助事業者等から取得した個人情報は、 法令に定められている場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができ るものとします。

- ① 本補助金交付に係る業務に利用する場合。
- ② 国が行う調査業務等に利用する場合。ただし、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

(14) 現地調査等ついて(交付規程第27条)

交付規程第27条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した 財産等の利用状況を必要に応じ、センターは、現地調査等を行うので応じていただく必要があ ります。

(15)補助事業の公表について

交付決定分については事業者名、事業概要、事業成果等を外部に公表させていただきます。 また、センターによる報告書作成等で協力いただく場合があります。

8. 補助事業の申請、実施における注意事項

(1)申請者

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者および設備使用者(設備を使用して生産 や営業活動を行う者)が異なる場合、共同申請とし、共同申請者全員の連名で申請する必要が あります。交付申請書に各々の役割を明確に示すとともに、各事業者間で十分な連携を取り事 業を推進してください。

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前にセンターまで相談ください。なお、交付申請書提出後の申請者の追加はできません。

共同申請となるケース(例)

- ・リースを利用する場合(申請者:リース会社、設備使用者) ※ 転リース、リースバック契約については、別紙7を参照のこと。
- ・賃貸借の場合(申請者:賃貸人(設備所有者)、賃借人(設備使用者))
- ・エネルギーサービス事業の場合(申請者:設備所有者、設備使用者、エネルギーサービ ス事業者)
- ・ESCO事業が資金調達を行うシェアードESCOの場合(申請者:リース会社、設備使用者、ESCO事業者)

(2) 事業期間

事業の開始日

- 事業の開始日とは、補助事業において最初の発注(契約を締結する)日とします。
- ・事業の開始日は、交付決定日以降である必要があります。
 - ※ 交付決定前の発注は補助対象外となりますので注意ください。

事業の完了日

- ・事業の完了日とは、補助事業を構成する全ての工事等(※)を完了、検収した上で、補助事業に要する経費の支払いが最終完了する日をいいます。
- ・事業の完了日は、平成29年2月28日までとする必要があります。
- ・補助事業がやむを得ない理由により、予定の期間内(交付申請書(様式第 1)の「3. 補助事業の開始及び完了予定日」に記載した完了予定日まで)に完了することが出来ないと見込まれる場合、事前に事故報告書(様式第 6)の提出が必要となりますので留意ください。
 - ※ 補助事業を構成する工事等全てが対象です。申請したコージェネレーションシステムが完成し、設備の性能が確認され、系統連系や試運転調整が完了している必要があります。ただし、複数年度事業であって、本年度が事業完了する年度でない場合は、この限りではありません。

※ コストオン契約締結した場合の事業完了日は、元請会社(ゼネコン)への支払い日とします。ただし、ゼネコンからサブコンへの支払いは実績報告書の提出日までに完了させる必要があります。

(3)税金の扱い等

- ① 消費税の扱い
 - 消費税等は補助対象外となります。交付申請書に記載する金額は税別としてください。
- ② 国からの他の補助金との関係
 - 本補助金と国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに適化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の併用はできません。また、本補助金で申請した省エネ量は、他の補助金に重複して申請できません。
- ③ 再生可能エネルギー由来の燃料を使用する場合、本補助金を受けた発電設備については、 財産処分制限期間において固定価格買取制度(電気事業者による再生可能エネルギー電 気の調達に関する特別措置法に基づくもの)を利用することができません。

(4) 利益等排除

補助事業者の自社調達の場合のみ、製造原価をもって補助対象額とします。

※ 補助助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります

(5) 見積、発注先選定

- ① 見積依頼(別紙10参照)
 - ・見積依頼は申請者(共同申請の場合は原則として設備の所有者)が書面で行うこと(※) 押印は担当者印でも可とする。
 - ・交付申請の段階においては概算見積の依頼でも可とする。
 - ・機種の選定においてはメーカーや型式を指定せず、性能や仕様値で規定すること。
 - ・見積依頼書は事業者所定の書式でも可とするが、記載内容はセンターの書式(別紙10参照)と同等以上であること。
 - ・交付申請書や実績報告書(様式第9)に添付する見積依頼書の写しは、見積依頼先に 提出したものの複写とすること。
 - ※ 見積依頼書・見積書・契約書(又は注文書、注文請書)・納品書・受領書・請求書・領収書は、発注先と設備の所有者で取り交わすことを原則とするが、設備の所有者以外の共同申請者が取り交わす場合は、「共同申請における見積依頼から領収書発行までの役割分担」(別紙17参照)および根拠となる契約書等を交付申請書に添付すること。

※ 記載する件名は、見積依頼書・見積書・契約書(又は注文書、注文請書)・納品 書・受領書・請求書・領収書等で統一すること。

② 見積書(別紙11参照)

- ・概算見積の場合、見積作成担当者の認印の押印で可とする。ただし、実施見積においては見積作成会社の社印を必須とする。
- ・交付申請書に添付する概算見積の写しは、原則申請日時点で有効なものであること。
- ・契約用の見積書は見積依頼書記載条件を満たし、契約時点で有効であること。
- ・見積項目は経費の費目(設計費、設備費、工事費、諸経費)別にまとめてあること。
- ・工事費の見積においては、「工事費見積における必須項目」(別紙10-2参照)以上に細分化した見積項目とすること。
- ・現場経費、雑費、諸掛費等、内容が不明確な項目は補助対象外となります(下表参照)
- ・値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。
- ・見積項目ごとに完了年度を明記すること(複数年度事業の場合のみ)。
- ・見積項目ごとに、補助対象と対象外の区分を明確にすること(見積項目の範囲が広く、対象・対象外を判断できない場合、全て補助対象外となります)。
- ・交付申請書提出後、センター担当者に見積書、見積内訳書等の電子データ(EXCEL ファイル)を提出すること。
- ・交付申請書や実績報告書(様式第9)に添付する見積書の写しは、申請者が保管する 見積書の複写とすること。(確定検査で原本確認を行う場合があります)

※ 以下の通り、項目によっては補助対象外となります。

分類	項目					
補助対象と	・現場監督費、現場警備費、現場清掃費、現場復旧費(従前と同					
なるもの	レベルに限ります)、足場構築費、(設備の)輸送費、工具損					
	料、工具レンタル料、設計図書等の印刷費、申請者との会議費、					
	工事を実施するための官公庁手続費、設備の輸送・搬入等に対					
	する保険料					
	・宿泊費(従業員宿泊規定もしくは領収書とその明細の写し、宿					
	泊の利用日、利用者、宿泊地、業務内容を記した資料を添付し					
	てください。)					
	・交通費(領収書の写しと利用日、経路、利用者、金額、業務内					
	容を記した資料を添付してください。)					
補助対象外	・補助対象設備を導入する事業と直接関係しない費用(一般管理					
となるもの	費等)					
	・見積費用(見積のための調査費を含みます。)、基本設計費、					
	事前調査費、測量費					

- ・仮設事務所、資材置き場建設費もしくは使用料
- 廃棄物の処理費
- ・ユーティリティ費(電気・ガス・水道・通信)、試運転燃料費

③ 発注先選定

- ・補助事業を行うに当たり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入 札(又は3社以上の相見積)を行い、補助対象経費が最も安価な見積会社を選定する こと。
- ※ 見積総額が最も安価であっても、補助対象経費が高い場合、発注先として選定できませんので注意ください。
- ・競争入札(又は3社以上の相見積)においては、適正な競争がなされる必要があります。そのため、次のとおり配慮してください。
 - a. 事業者は、発注先に対し他の見積参加者を請負工事の下請けとして使用させない。
 - b. 見積参加者同士が、一般の工事において元請け、下請けの関係にない(総合建設業(ゼネコン)と専門工事業(サブコン)の関係等)。
- ・発注先選定後、申請者が選定した会社と更なる減額交渉を実施し、金額を減額することは可とします。

④ 発注先選定理由書

発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札(又は3社以上の相見積)が著しく困難又は不適当である場合(例 技術的、生産能力的に特定の発注先に限定せざるを得ない場合 等)は、あらかじめ、センターに発注先選定理由書(別紙14参照)を提出すること。なお、理由書の内容や提出の時期によりセンターにて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますので注意ください。

- ※ 新築工事等で、建物全体の工事をゼネコンに発注し、補助事業の工事をサブコンに 実施させる「コストオン契約」を実施する場合、事前に発注先選定理由書およびコ ストオン契約書(案)を提出し、センターの了解を得る必要があります(別紙7お よび別紙14参照)。
- ※ 自治体がプロポーザル方式での総合評価でESCO事業者を選定した場合において、ESCO事業者と随意契約を締結する場合、発注先選定理由書、ESCO事業者選定結果を証するもの、およびESCOプロポーザルの内容を記した資料を提出し、センターの了解を得る必要があります。(ただし、これらの契約は交付決定以降に行われる必要があります。)

⑤ 契約(発注)

発注に当たり、以下の内容を満たす必要があります。

- ・補助事業者(共同申請の場合は原則として設備の所有者)と発注先で請負(売買)契約書、もしくは注文書と注文請書を取り交わすこと(書面にて署名又は記名押印すること)。
- ・契約書(又は注文請書)には完了予定日(又は納入予定日)が記載されていること。
- ・請負に係る契約書もしくは注文請書には、原則として収入印紙が添付されていること。
- ※ 契約書を締結する(もしくは注文書と注文請書を取り交わす)前に発注の指示がな された場合、当該契約は補助対象外となります。

⑥ その他

上記によらぬ手続きを実施する場合(インターネットやメール、FAX等により注文を行い、注文書・注文請書を取り交わしていない場合等)、補助事業者の発注や購買に関する手続き方法を記載した書類をセンターに提出し事前に了解を得るとともに、注文書・注文請書に代わるもの(電子媒体等の印字したもの)を実績報告書に添付する必要があります。(納品、検収、請求、支払関係の書類についても同様です。)

(6) 発注先への支払い

- ① 当該年度に行われた工事、物品購入等に対して当該年度中(平成29年2月28日まで) に対価の支払い及び精算が完了する必要があります。工事の完了、検収と経費の支払いを もって、補助事業の完了となります。
 - ※ 工事の完了、検収、請求がなされる前に支払いが完了した場合、適切な手続きとみなされず、補助対象外となります。
 - ※ 複数年度事業については、「9. 複数年度事業の取扱い」をご参照ください。
- ② 補助事業に関する工事、物品購入等の経費の支払い方法は「金融機関からの振込み」とし、 支払いの事実を証明できるものとして次に示すいずれか書類の写しを用意する必要があります。
 - ・金融機関が発行した振込証明書等
 - ・補助事業者(共同申請の場合、原則として設備の所有者)が発行した支払伝票及び発注 先が発行した領収書

(請負契約の場合、原則として領収書には収入印紙が付されていること)

- ※ 手形・割賦・相殺等、金融機関からの振込以外の支払方法は認められません。
- ※ 金融機関に対する振込手数料等は補助対象とはなりません。
- ③ 支払委託契約(金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約)は、以下を条件に利用を認めるものとします。なお、申請後の支払方法の変更は原則認められません。

- ・交付申請書に支払委託契約書(案可)の写しを添付
 - ※ 支払委託契約の利用の際、金融会社を共同申請者として登録する必要はありません。
- ④ 発注先への支払いと同時期に資産を担保設定する場合、財産の取得前であってもあらかじめ財産処分承認申請書(様式第14)をセンターに提出し、事前に承認を受ける必要がありますので留意ください。

9. 複数年度事業の取扱い

(1)申請、交付形態

- ① 複数年度事業であって、その初年度分のみについて、補助金を申請することを妨げる ものではありません。
- ② 今年度の交付決定は、決して次年度以降の補助を保証するものではありません。
- ③ 複数年度事業については、コストオン契約はできません。
- ④ 補助金により導入された設備等(設計図書含む)は、コージェネレーション設備の導入後に使用開始されるものとし、その財産処分制限期間はコージェネレーション設備の耐用年数と同様とします。
- ⑤ 補助事業終了後に申請する設備を完成させ、財産処分制限期間を通じて実施計画書 (別紙9参照) 3. (1)事業の実施方法に記載した内容を遵守する必要があります。
- ⑥ 費用対効果(補助対象経費に対する年間の原油換算一次エネルギー削減量: k L / 億円)は、設備の導入を完了させるまでに必要な経費の計画値を以って計算してください。

(2) 見積・発注

- ① 設計・設備購入・工事等の見積書は、年度毎の実施内容及び経費の費目ごとの金額が確認できる形態とする必要があります。各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、出来高に応じた支払いを完了してください。
- ② 発注先の選定にあたっては、競争入札(又は3社以上の相見積)を実施し、補助対象 経費総額が最も安価な見積提示を行った会社を選定してください。
- ③ 各年度の補助対象経費については、各年度の補助事業の完了時点で、各費用の金額に 応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があることが必要となります。

(3) 事業の見直し

- ① 複数年度事業において、途中で事業を中止した場合や実施計画書(別紙9参照)3. (1)事業の実施方法に記載した内容を満足できなくなった場合には、原則として既に交付した補助金相当額の納付が必要となります。
- ② 複数年度にわたる事業において、当該年度の事業内容に変更はないものの、翌年度以降の事業内容を変更する必要が生じた場合は、事業内容の全体を把握するため、そのことが明らかになった時点で、その内容及び理由等をセンターの担当者まで文書でお知らせいただくようお願いいたします(特に様式の指定はありません)。

(4) 平成29年度以降の事業の取扱いについて

- ① 平成28年度の補助事業を申請する時点で、複数年度事業を完成させる旨を記載した 事業継続誓約書(別紙21-1参照)を提出いただきます。
- ② 平成28年度の補助事業を完了させた時点で、センターより改めて継続の意思を確認させていただきます。その際、事業を履行する旨を記載した事業継続計画書(別紙21-2参照)を提出いただきます。
- ③ 平成29年度以降、設備を完成させず事業を中止する場合や、申請した内容を満足できない場合は、原則として既に交付した補助金相当額の納付が必要となります。
- ④ 複数年度事業において、当該年度の事業内容に変更はないものの、翌年度以降の事業 内容を変更する必要が生じた場合は、事業内容の全体を把握するため、そのことが明 らかになった時点で、その内容及び理由等をセンターの担当者まで文書でお知らせい ただくようお願いいたします(特に様式の指定はありません)。
- ⑤ 事業継続計画書を提出した事業者は、事業が完了した際に事業完了報告書(別紙21-3)及びセンターが指定する添付書類を提出し、既に交付された補助金について適正な運用がなされているか、申請時の省エネルギー効果を満足するか等、センターの確認を受ける必要があります。
- ⑥ 事業完了報告書を提出した事業者は、「7. (8) データの報告」に記載の通りデータの報告等を実施いただきます。

10. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に応募される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いいたします。

(1) 交付申請書(様式第1) (別紙8参照)

- (2) 実施計画書(様式第2) (別紙9参照)
- (3)添付書類

1. 実施場所

※ 最寄り駅がわかるものとすること。

2. 機械設備

- (1)システムフロ一図
- (2) 配置図、配管図(設置寸法や配管長が把握できるもの)
- (3) 基礎図(寸法が把握できるもの)
- ※ コージェネレーション及びその付帯設備の位置が明示されていること。
- ※ 既設・新設・撤去、補助対象・対象外、年度の範囲を色分け等で明示すること。
- ※ 効果検証データ収集のための計測機器、計測内容等も明示(別紙4参照)すること。

3. 機器仕様

- ※ 導入するコージェネレーション、廃熱利用設備の仕様書の写しを添付すること。
- ※ 本事業で利用する燃料における発電効率がわかる仕様書であること。
- ※ 導入する設備が要件を満足することを証する箇所を明示すること。
- ※ 省エネ計算に使用する数値がわかるように明示すること。
- ※ 非常時の事業継続性 (BCP 等) やエネルギー供給についての検討を申請する場合には、 その内容に即した仕様等を明示すること。

4. 電気設備

- (1) コージェネレーションや補助対象設備に係る単線結線図
- (2) コージェネレーションや補助対象設備に係る配線図
- (3) 電力協議の説明書
- ※ 単線結線図には発電出力計測のための電力量計の位置を明示すること。
- ※ 配線図は、対象設備の配置図上に配線の敷設位置がわかるように記載すること。
- ※ 既設・新設・撤去、補助対象・対象外、年度の範囲を色分け等で明示すること。
- ※ 連系保護装置の位置を明示すること。
- ※ 実施計画書において「事業継続性」について、「系統電力停電時に給電」が可能であることに対しチェックした場合、停電時の回路について明示すること。
- ※ 電力会社への事前相談申込書、事前相談結果、接続検討申込書の写しまたは準備状況 を示す資料を添付願います。

5. 環境改善効果の算出

- (1) 省エネルギー計算シート(別紙2、3参照)
 - ※ 別途センターにメールで電子データ(EXCEL ファイル)を送付すること。
- (2) 計算に使用した機器性能の根拠資料(仕様書・技術資料等)
 - ※ 「3.機器仕様」に添付した仕様書中の性能を記した部分を抜粋すること。
 - ※ 補助対象外設備や既設の設備であっても、計算に必要であれば添付すること。

- (3) 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠資料
 - ※ 必要に応じ、建物ごと、時間や期間ごとに記載すること。
- (4) 計算に使用した各設備の想定稼働データ(負荷、エネルギー消費量)とその根拠 資料
 - ※ 必要に応じ、時刻や期間別の負荷パターン、運転条件も記載すること。
- (5) 使用燃料
 - ①使用燃料(複数の燃料を使用する場合はすべて記入すること。以下同じ)
 - ②燃料入手先(予定可)
 - ③燃料の発熱量
 - ※ 都市ガスの場合は、ガス会社の根拠資料を添付すること。
 - ※ 省エネ法で定める「燃料」以外の原燃料を利用する場合は、直近1か年分以上 の使用量と発熱量の実績データを添付することを必須とします。
- (6) 計測器データからの省エネ量算出方法
 - ※ 計測器の値に記号等を使用し、式で明示すること。 (別紙5参照)
- (7) 省エネルギー計算チェック表
 - ※ 省エネ量・省エネ率達成のためのチェックシート(別紙15)を添付すること。
- ※ 省エネルギー計算においては、設備稼働後の効果検証データ報告で、申請の省エネ量、 省エネ率を達成できないことがないよう、余裕を持った数値とすること。

6. 事業計画

- (1)発注計画書(別紙13参照)
 - ※ すべての発注について記載すること。
- (2) 新築建物の建築計画書(新築建物に設備を設置する場合のみ)様式自由 ※ 手続き状況、稼働時期を明示すること
- (3)複数年度事業の申請に際しては、事業継続誓約書(別紙21-1)を提出すること。

7. 見積依頼書の写し、見積書の写し

- (1) 見積依頼書の写し(別紙10)
- (2) 見積書の写し(別紙11)
- (3)申請金額整理表(別紙12)
 - 「8. (5) 見積、発注先選定」を参照のこと。

8. サイバーセキュリティ対策

- ・サイバーセキュリティ対策で実施計画書にチェックした項目について、実施を証明できる書類(案可) ※ 外部ネットワークを通じ設備の監視や制御を行う補助事業者についても記載すること。
- (1) コージェネレーション設備のネットワークシステム図
 - ※ コージェネレーション設備とそのコントローラー、監視装置、制御や監視のネットワークを図示したもの。

- ※ 使用する外部ネットワーク、セキュリティ対策機器、ファイアウォールの位置 を明示すること
- (2) サイバーセキュリティ対策に係るマニュアル
 - ※ ①セキュリティソフトの導入、②USB等の外部記憶装置を使用する場合の扱い、③ネットワークへのアクセス権限の設定が記載されている箇所を明示すること。
- (3) 設備の設置先において、導入する設備に対し不審者の侵入を防止する措置 ※ コージェネレーション設備に柵等を設ける場合は、図面に明示すること。
- (4) (マニュアル等の) 運用開始時期

9. 設備の保守計画

導入設備に対し一定期間適切なメンテナンスが実施されることを証明できる書類 (メンテナンス契約書(案)等)

※ 契約期間が明示されていること。

10. 事業継続性

- (1) 事業継続性で該当する項目について、説明するシステム、事業内容の詳細
- (2) 災害時の防災拠点もしくはそれに準じる拠点 (コミュニティ防災拠点等) に 該当することを証明する書類 (該当する場合)

11. 申請者の会社概要

- (1)会社概要(法人や施設の概要書、パンフレット等)
- (2) 直近2年間の財務諸表(設備の所有者のみ)
 - ※ 地方公共団体、非営利民間団体(別紙24参照)にあっては提出不要
 - ※ 共同申請の場合は、設備所有者の財務諸表の提出を必須とする。 尚、設備所有者が新設会社等で財務諸表を提出できない、または二期連続で経 常赤字の場合は、連結対象の親会社等の財務諸表も提出すること。
- (3) 会社の定款
- (4)役員名簿(別紙16参照)
- (5) 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し(別紙22参照) ※ 発行日が申請日から3ヵ月以内のもの。
- (6) 実施体制図
 - ※ 会社の組織図に担当部署を明示したもの、または本事業の対応組織と役割を明示した組織体制図等を添付すること。
- (7) 中小企業優遇を申請する場合の証明書(該当する場合) 中小企業法に定める中小企業であることを証明できる書類 ※ 書類の証明日付が平成28年4月以降であること
- (8) SPC、LLP組合員の確約書(該当する場合) 特定目的会社(SPC)、有限責任事業組合(LLP)、民間会社を主提案法人

(幹事法人)とする共同体等が申請する場合、主たる出資者又は出費表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの確約書(すべての対象法人の法人登録印が必要です)と当該出資者等の会社概要、定款、履歴事項全部証明書。

- (9) 特定目的会社や地域新電力を構成する場合の証明資料(該当する場合)
 - ①補助事業に関連して特定目的会社や地域新電力等を組成する場合、その組成が申 請時に完了または確実なものであることを証明する資料
 - ②各出資元全員の会社概要、定款、履歴事項全部証明書(出資元が申請者の場合は、 重複して添付する必要はありません)

※以下に該当する場合、必要に応じ追加書類を提出してください。

12. 共同申請関係

- (1) 交付申請書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳(別紙18参照)
- (2) 交付申請書に記載した資金調達計画の申請者別内訳(別紙19参照)
- (3) 共同申請者間の役割分担
 - ※ 各社の役割分担を明示した資料を添付すること。
 - ※ 役割分担が明示された契約書(案)を添付すること。
 - ※ 「エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業」で申請する場合、
 - ①「2. (2)補助対象事業」の内容に該当する箇所を明示すること。
 - ②エネルギーサービス事業者が使用者に対し、モニタリング・見える化による運用改善を図る契約とする場合、1)主なモニタリング項目、2)見える化項目、3)使用者への報告書式、4)報告の周期を明示すること。
- (4) 共同申請における見積依頼から領収書発行までの役割分担(別紙17参照)および 根拠となる契約書等(設備の所有者以外が実施する場合のみ)

13. 所有者と使用者の契約関係

設備所有者と使用者がリース、エネルギーサービス、シェアードESCO、賃貸借、テナント契約、電力・熱の受給契約等を締結する場合

- (1) 対象設備に関する契約書(案可)の写し
- (2) 契約金額に関する料金計算書
 - ※ 補助金相当額が減額されていることを証明できる書類、もしくは設備更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類

14. 支払委託契約関係

支払委託契約書(案可)の写し(8. (6)③参照)

15. 発注先選定理由書

- ※ やむをえぬ理由で発注先の選定に際して競争入札(又は3社以上の相見積)を実施 しない予定の場合に提出(別紙14参照)
- ※ 必要に応じ、説明のための資料を添付すること。

16. 補助金の重複に関する資料

当該事業において、他の補助金に採択されているまたは申請した(予定含む)場合

- (1) 重複する他の補助金の名称
- (2) 事業の概要
- (3) 重複する内容と金額

留意点

省エネルギー計算その他で申請内容に誤りがあっても、申請時の省エネルギー量等の事業の効果の達成が難しい見込みとなった場合は、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることがあります。

(4) その他

- ※ 審査に当たって別途資料の提出をお願いすることがあります。
- ※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、全てコピーをとり保管をお願いします。 交付申請書(様式第1)、実施計画書(様式第2)についても、原本をセンターに提出 しコピーを保管ください。交付申請書、実施計画書を二部作成して押印し一部を保管し ても、原本のコピーとは認められませんのでご注意ください。
- ※ 交付決定前であっても、以下の変更があった場合には、変更届出書(別紙20参照)に 記載の書類を速やかにセンターに提出してください。
 - ・ 補助事業者の名称、住所、代表者名 (履歴事項全部証明書の写しもしくは WEB サイトの写し等を添付のこと)
 - ・ 補助事業者の担当者 (変更者名、メールアドレス、連絡先)
 - 実施場所の施設の名称、住所

11. 申請書類の提出方法及び申請先

≪提出方法≫

持参又は郵送

- ※ 郵送の場合は電話による受領確認をお願いします。
- ※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、センターでは責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達の記録が残る郵送方法(書留郵便等)の利用を推奨します。

≪申請・お問合せ先≫

〒105-0003 東京都港区西新橋2-23-1 3東洋海事ビル6階 一般社団法人 都市ガス振興センター

TEL: 03-6435-7694 FAX: 03-5473-1551

≪申請・お問合せ等の受付時間≫

[月~金] 9:00~17:00(12:00~13:00を除く) (祝祭日・12月29日~1月4日を除く)

交付申請書についてはセンターホームページ http://www.gasproc.or.jp/ からダウンロードすることができます。

(別紙1)

高効率コージェネレーションの要件

補助対象として導入するコージェネレーションは、以下の①~⑤の容量区分ごとに定めた総合効率、発電効率を満足すること。

(導入するコージェネレーションが複数の場合、補助対象とするすべての機種がそれぞれ以下の 要件を満足する必要があります。)

	容量	総合効率(LHV)	発電効率(LHV)
1	1kW 超	81%以上	_
2	1kW 超~500kW 以下	70%以上	40%以上
3	500kW 超~1,000kW 以下	70%以上	41%以上
4	1,000kW 超~2,000kW 以下	70%以上	42%以上
(5)	2,000kW 超	70%以上	46%以上

- ※ LHV とは低位発熱量を示す。
- ※ 省エネ法(エネルギーの使用合理化等に関する法律)第二条第二項に定める「燃料」以外の 燃料(バイオマスエネルギー、廃棄物エネルギー、VOC ガス等)を使用する場合も、当該燃 料の発熱量をもとに、効率を求めるものとする。なお、年間の省エネルギー量、省エネルギ ー率を求める際は、省エネ法で定める燃料以外の燃料の発熱量は0としてよい。

(別紙2)

省エネルギー量、省エネルギー率の考え方

1. 換算係数

(1)燃料の発熱量の扱い

本補助事業において、燃料とは省エネ法(エネルギーの使用合理化等に関する法律)第 二条第二項に定める燃料をいい、同施行規則別表第一に記載がある。燃料の発熱量は、 同表により以下の通りする。

各燃料の発熱量と低位発熱量の換算係数(数値はすべて**高位発熱量: HHV 基準**)

原料	単位	単位発熱量 (GJ) *高位発熱量	高位発熱量から低位 発熱量への換算係数
輸入原料炭	ton	29.0	0.975
国産一般炭	ton	22.5	0.975
輸入一般炭	ton	25.7	0.975
輸入無煙炭	ton	26.9	1.000
コークス	ton	29.4	1.000
原油	kL	38.2	0.950
ガソリン	kL	34.6	0.950
ナフサ	kL	33.6	0.950
ジェット燃料	kL	36.7	0.950
灯油	kL	36.7	0.950
軽油	kL	37.7	0.950
A 重油	kL	39.1	0.950
B重油	kL	40.4	0.975
C 重油	kL	41.9	0.975
潤滑油	kL	40.2	0.975
オイルコークス	ton	29.9	0.975
LPG	ton	50.8	0.925
天然ガス	\pm m 3N	43.5	0.900
省エネ法で定める「燃料」以外※	_	0	0

[※]再生可能エネルギー由来の燃料、ごみ燃料、VOCガスなどを示す。

ただし、別紙1で定めるコージェネレーションの総合効率および発電効率は、実際の 熱量にて試算すること。

※※都市ガスの熱量については、各都市ガス会社に確認してください。

- (2) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い
 - ・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間 (8~22時) 9,970kJ/kWh

夜間(22~8時)9,280kJ/kWh

上記以外の電力 9,760kJ/kWh (0.252kL/MWh)

・電力の一次換算は、省エネ法施行規則第17条に定める定期報告書における電気需要平準化評価単位を使用できます。すなわち、電気需要平準化時間帯(7~9月及び12~3月の8~22時)において、電力削減量を1.3倍して省エネルギー量を計算するものです。電力をこの時間帯で取りまとめることができない場合は、電力の換算係数は一律に9,760kJ/kWhとします。

※参考: 単位の換算について

1kW = 3,600kJ/h = 3.6MJ/h = 860kcal/h

1kWh = 3,600kJ = 3.6MJ = 860kcal

換算蒸気 1 kg (100 C の飽和水を <math>100 C の乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量) =2,257 kJ = 0.627 kWh

- 2. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法
 - (1) 基本の考え方

A: 従来方式における年間の1次エネルギー消費量

B: 補助事業方式における年間の1次エネルギー消費量

A-B: 省エネルギー量(従来方式と比較した場合の年間の1次エネルギー削減量) 省エネルギー率とは、 $\{(A-B)/A\} \times 100$ をいいます。

- (2) 従来方式の考え方
 - ・従来方式とは、原則としてコージェネレーション設備を稼働させないときに、代替と なる設備を稼動させた場合の方式をいいます(ボイラー、冷凍機、系統電力等)。
 - ・補助事業と同時期に設備の更新を実施した際は、原則として更新後の設備を従来方式 として扱います。
- (3) コージェネレーション設備の省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法

「3. 省エネルギー量、省エネルギー率の計算方法」において、以下の通り扱います。

A : コージェネレーション設備を稼働させなかった場合の補助事業に係るシス テムの年間1次エネルギー消費量

B: コージェネレーション設備を稼働させた場合の補助事業に係るシステムの

1次エネルギー消費量

A-B: 省エネルギー量 (コージェネレーション設備を稼働させることによる導入 対象エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量)

*省エネルギー量の試算に際しては、充分な裕度を見込んでください。

(4) 従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定として、省エネ法施行規則第4条第2項に定める「**他人から供給された熱**」の換算係数を使用することを可とします。その場合、以下の換算係数を

使用します。

温水、冷水、産業用以外の蒸気の換算係数 1.36GJ/GJ 産業用蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

3. 廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)による省エネルギー量の考え方と容量選定 (1) ジェネリンクによる省エネルギー量の考え方

【前提条件】

ジェネリンクの定格運転時の仕様値

冷凍能力:1,055kW、廃熱回収量: 330kW、

ガス量 (廃熱投入無しの場合) 800kW(HHV)、(廃熱投入有りの場合) 600kW(HHV)

ジェネリンクへの年間廃熱投入量 1,000GJ

とした場合

・ガス焚きの COP

 $1,055 \text{kW} \div 800 \text{kW} = 1.32$

・廃熱回収時のガス焚きによる冷凍能力寄与分

 $600 \text{kW} \times 1.32 = 792 \text{kW}$

・廃熱回収時の廃熱による冷凍能力寄与分

1,055kW - 792kW = 263kW

・廃熱の COP

 $263kW \div 330kW = 0.80$

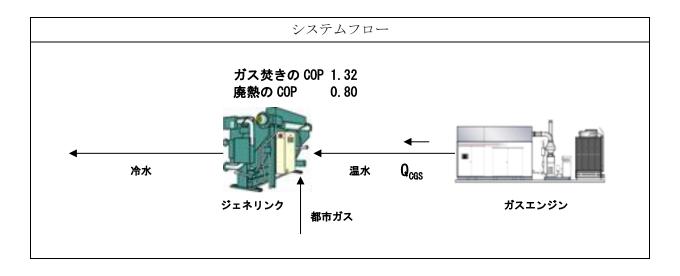
・廃熱による年間冷熱発生量

 $1,000GJ \times 0.80 = 800GJ$

・廃熱による燃料削減分(省エネルギー量)

 $800GJ \div 1.32 = \underline{606GJ}$

⇒原油換算: $606\text{GJ} \times 0.0258\text{kL/GJ}$ = 15.6kL



(2) ジェネリンクの容量選定について

コージェネが発生させる廃熱量とジェネリンクの廃熱回収可能量は必ずしも一致するわけではありません。<u>コージェネ廃熱量に対してジェネリンクの廃熱回収可能量が過大となっている場合は、補助金対象外となりますのでご注意ください。</u>

(機器仕様の一例)

冷凍能力	能力(RT)	200	250	300	350	400
	kW	703	879	1055	1266	1407
廃熱回収量	kW	220	275	330	396	440

コージェネからの廃熱量を $250 \mathrm{kW}$ とした場合、 $200 \mathrm{RT}$ では廃熱に余剰が発生し、 $250 \mathrm{RT}$ なら廃熱量を全量飲み込める量となり、 $250 \mathrm{RT}$ を直近上位で最適容量と判断します。 $300 \mathrm{RT}$ 以上の容量は補助対象外です。

申請時において直近上位の機種を選定する際は、候補となるメーカー・シリーズでの 比較でかまいません。交付申請時と実際に採用した機種が異なった場合は、再度容量の 検証・省エネルギー計算等を行ってください。

*廃熱投入型吸収冷温水機(ジェネリンク)による省エネルギー量の計算は、別紙3の 計算例2を参照してください。

省エネルギー計算シート

網掛けの欄は自動計算

							/1912 () */	
機	発電出力(発電機出力-補機電力)					kW		1
器 仕	蒸気	【出力	除 471 公	kW		2		
様	様 温水出力 ※ 考慮した数値とすること。							3
然								4
	運転時間							⑤
		合計 7~9月、1	2~3月	Ø8:00∼22:00		MWh/年		6
			昼間	(電気需要平準化時間帯以2	MWh/年		7	
	電力	構内使用電力	電気	需要平準化時間帯		MWh/年		8
年間	//		夜間	友間(22:00~翌日8:00)		MWh/年		9
値		逆潮流電力				MWh/年		10
	蒸気	出力量(②×⑤×	0.00	36GJ/kWh)		GJ/年	0	11)
	温水	:出力量 (③×⑤×	0.00	36GJ/kWh)		GJ/年	0	12
	(A)(4A).	沙井 早. (111111)	4	\times (5) \times 0. 0036GJ/kWh		GJ/年	0	13
	燃料消費量(HHV)			③×0.0258kL/GJ		kL/年	0	14)
<i>F</i>	蒸気利用量 将来の事業状況の変化や生					GJ/年		15)
負荷	温水	利用量	味	産量変動、制御方法等を加味して余裕を持った設定と		GJ/年		16
11-1	冷水	利用量	9.	ること。		GJ/年		17)
			昼間	昼間(電気需要平準化時間帯以外)		GJ/MWh	9. 97	18
	電	構内使用電力	電気	 宣 気需要平準化時間帯		GJ/MWh	12.96	19
換算	力	夜		で間 時間帯に応じた計量が困難な -		GJ/MWh	9. 28	20
昇 係		逆潮流電力		場合、電力の換算係数はすべ て9.76とすること。		GJ/MWh	9. 76	21)
数	蒸気			GJ/GJ		22		
	温水	ロ、ド教に依拠になる政備のは休胆と				GJ/GJ		23
	冷水)こと。	使用する場合は、記載不要。		GJ/GJ		24
従来方式一次エネルギー消費量					GJ/年	0	25	
					kL/年	0	26	
省エネルギー量					kL/年	0	27)	
省エ	省エネルギー率					%	#DIV/0!	28
費用	費用対効果(年間省エネルギー量:補助対象経費)					kL/億円		29
\•/	※1							

^{※1} 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

省エネ計算に使用した設備の仕様値 (※2 発電の場合、発電機出力ー補機動力を出力とする。)

NO	設備名称	製造メーカ 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 kW(HHV)	出力 ^{※2} kW	効率

計算例1 (廃熱の蒸気利用)

省エネルギー計算シート

網掛けの欄は自動計算

機	機 発電出力(発電機出力-補機電力)				kW	560	1
品 仕	蒸気	话出力		kW	2, 166	2	
様 ※	燃料消費量は高位発熱量を記 1月水 円 力					0	3
1	燃料	∤消費量(HHV)	kW	3, 804	4		
	運転	時間	h/年	3, 360	⑤		
		合計 7~9月、12	2~3月の	08:00~22:00	MWh/年	1,882	6
	-		昼間(電気需要平準化時間帯以外)	MWh/年	828	7
	電力	構内使用電力	電気需	電気需要平準化時間帯		1, 054	8
年間	//		夜間	(22:00~翌日8:00)	MWh/年	0	9
値		逆潮流電力		MWh/年	0	10	
	蒸気	(出力量 (②×⑤)	< 0.003	6GJ/kWh)	GJ/年	26, 200	11)
	温水	×出力量(③×⑤×	< 0.003	6GJ/kWh)	GJ/年	0	12
	冰米	l泌弗县 (uuv)	4>	GJ/年	46, 012	13	
	燃料消費量(HHV)			< 0.0258kL/GJ	kL/年	1, 187	14)
Æ,	蒸気	利用量		将来の事業状況の変化	GJ/年	26, 200	15)
負荷	温水	(利用量		や生産量変動、制御方 法等を加味して余裕を 持った設定とすること。	GJ/年	0	16)
1.4	冷水	利用量		GJ/年	0	17)	
			昼間 (電気需要平準化時間帯以外)		GJ/MWh	9. 97	18
	1	構内使用電力	電気需	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	GJ/MWh	12. 96	19
換算	力		夜間	時間帯に応じた計量が困難な 場合、電力の換算係数はすべ	GJ/MWh	9. 28	20
· 异 (係		逆潮流電力		で9.76とすること。	GJ/MWh	9. 76	21)
数	蒸気	Ęij	紙2「名:	エネルギー量、省エネルギー率	GJ/GJ	1. 18	22
	温水	တ္	考え方」	に記載の換算係数を使用して	GJ/GJ		23
	冷水	な	る設備の	用しない場合は、下表に根拠と)仕様値を記載すること。	GJ/GJ		24)
従来方式一次エネルギー消費量					GJ/年	52, 735	25
					kL/年	1, 361	26
省エネルギー量					kL/年	173	27)
省エネルギー率					%	12.7	28
費用	費用対効果(年間省エネルギー量:補助対象経費)						29

※1 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

HHVであることに注意

省エネ計算に使用した設備の仕様値 (※2 発電の場合、発電機出力-補機動) 出力とする。)

NO	設備名称	製造メーカ 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 kW(HHV)	出力 ^{※2} kW	効率
1	コーシ゛ェネA	○○社 A-123	1	都市ガス13A	電力	1,847	280	0. 15
					蒸気	1,847	1, 083	0. 59
2	コーシ゛ェネB	○○社 A-123	1	都市ガス13A	電力	1,847	280	0. 15
					蒸気	1,847	1,083	0. 59
3	蒸気ボイラー	○○社 B-123	$\setminus 1$	都市ガス13A	蒸気	2,000	1,700	0.85
	複数のエネルギーを出力する場合は、複数行に分けて記載すること。 本例とは異なるが、CGSの温水出力もある場合は、三行目に、「出力 形態」を「温水」として「蒸気」の項目に倣い、記載すること。							

計算例1 (廃熱の蒸気利用)

・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及 び式等を具体的に示して記入する。

別紙2の高位発熱量から低位発熱量への換算係数

を利用すること。ただし、都市ガスの場合は、各地域の都市ガス事業者に熱量を確認すること。

- ・原則として、国際単位系(SI)で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

発電出力:300kW、補機動力:20kW、蒸気発生量:1,083kW、ガス消費量:1,666kW(LHV)

燃料種:都市ガス 13A

① (300-20)kW×2 = 560kW

② 1083kW×2 台=2,166kW

③ ガスタービンのため温水発生せず

④ 1,666kW(LHV) \div 0.902 *1 ×103% *2 ×2 台=3,805kW(HHV)

※1 低位発熱量 40.6MJ/m3N÷高位発熱量 45MJ/m3N=0.902

※2 DSS 運転のため発停時のエネルギーロスを鑑み、裕度 3%を考慮した。

⑤ (夏季 $14h/日 \times 60$ 日 + 中間期 $14h/日 \times 110$ 日 + 冬季 $14h/日 \times 80$ 日) $\times 96\%$ 3=3,360h/年 3 稼働日数は想定される最大の日数のため、裕度 4% (稼働日数が 10 日減) を考慮した。

⑥ 560kW×3,360h/年÷1,000kWh/MWh=1,882MWh/年

⑦ 560kW×1,540h/年(中間期昼間)×96%³÷1,000kW/MW=828MWh/年

⑧ 560kW×(840+1,120)h/年×96%^{※3}÷1,000kW/MW=1,054MWh/年

⑨ 560kW×0h/年=0kW/年

⑩ 逆潮はしない

⑤ H27 年度蒸気利用量 31,000GJ/年のため、コージェネから発生した蒸気は全量使用可能とした。

16 温水は発生しない

① 冷水は発生しない

②ボイラ A の蒸気原単位は、27,292GJ/年 \div 23,198GJ/年 *4 =1.18GJ/GJ ※4 別添のボイラ日誌を参照

業務分野は「1.36GJ/GJ」 産業分野は「1.02GJ/GJ」 としても良い。

計算に使用した想定稼動データとそ

必要に応じ、期間や時刻別のデータ

の根拠資料を提出すること。

も提出すること。

別紙15のチェックシートを参考

に裕度を想定すること。

計算の前提で根拠となる蒸気需要を、別紙にて示すこと。

表1 コージェネレーション設備稼働時間

表 2 コージェネレーション設備の発電量

	稼働時間(h/年)				
	昼間	夜間			
夏季	806	0			
冬季	1,075	0			
中間期	1,478	0			
合計	3,360	0			

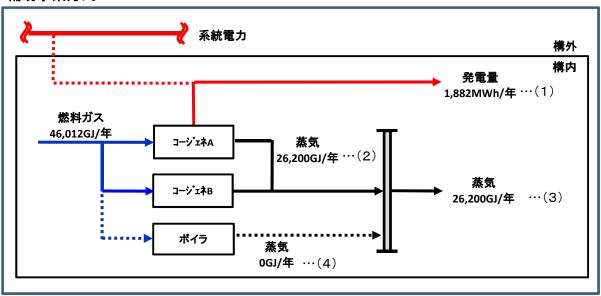
	発電量(M	MWh/年)
	昼間	夜間
夏季	452	0
冬季	602	0
中間期	828	0
合計	1,882	0

以上

システムフロー概略図

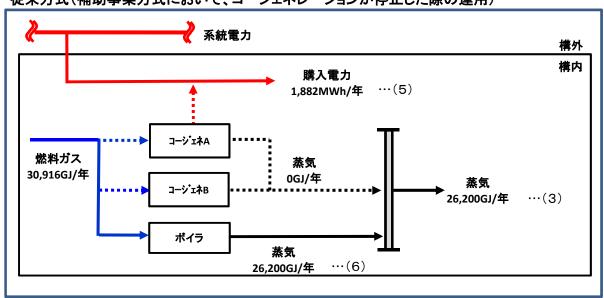
計算例1 (廃熱の蒸気利用)

補助事業方式



- (1)コージェネレーションから発生する電力
- (2)コージェネレーションから発生する蒸気
- (3)コージェネレーションが発生する蒸気が消費される分
- (4)ボイラからの発生蒸気は考慮しない

従来方式(補助事業方式において、コージェネレーションが停止した際の運用)



- (5)コージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (6)コージェネレーションが停止した際の、ボイラ燃料増加分

計算に使用した電力の想定負荷データとコージェネレーション設備の想定稼動データ 計算例1

■ヘ´ース負荷 ■コーシェネ

夏季 発電 ■ペ-ス負荷										中間季 発電 ■ペ-ス負荷	ネェ ゾー□							9		冬季 発電	17		00000				ر خ د د	9 *
	3,500	3,000	2,500	1,500	1,000	200	0				3,500	3,000	2,500	1.500	1,000	200	0	2			3,500	3,000	2,000	1,500	1,000	200		·
3月)	浚	買電量	kW	200	200	200	500	200	500	500	009	240	940	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,340	1,140	940	640	240	240	200	500	20,660
冬季電力負荷(12~3月	導入後	発電量	kW	0	0	0	0	0	0	0	0	260	560	560	260	560	260	260	560	560	260	560	260	260	260	0	0	7,840
冬季電	現状	電力量	kW	200	200	200	500	500	200	500	600	800	1,500	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	1,900	1,700	1,500	1,200	800	800	200	200	28,500
10~11月)	淡	買電量	kW	400	400	400	400	400	400	400	700	640	1,440	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240	1,940	1,740	1,440	940	640	140	400	400	26,660
章荷(4~6月,	導入後	発電量	kW	0	0	0	0	0	0	0	0	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	0	0	7,840
中間季電力負荷(4~6月	現状	電力量	kW	400	400	400	400	400	400	400	700	1,200	2,000	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,500	2,300	2,000	1,500	1,200	700	400	400	34,500
(後、	買電量	kW	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,500	1,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,240	1,940	1,340	740	740	640	1,000	1,000	36,660
夏季電力負荷(7~9月	導入後	発電量	kW	0	0	0	0	0	0	0	0	260	260	560	260	560	260	260	260	260	260	260	260	260	260	0	0	7,840
	現状	電力量	kW	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,500	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,800	2,500	1,900	1,300	1,300	1,200	1,000	1,000	44,500
	拍	ţ		0	1	2	3	4	5	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	√ □

■へ、一ス負荷 ■コージェネ

■ヘース負荷 ■コージェネ

同様に熱負荷のデータも添付すること。

計算例2 (廃熱の冷熱利用)

省エネルギー計算シート

網掛けの欄は自動計算

						州引却(グック)閣(ま日 35)	F1 21
機器	発電	記出力(発電機出	カー補機	(電力)	kW	370	1
品 仕	蒸気	〔出力	燃料	料消費量は高位発熱量を記載	kW	0	2
様 ※	温水	く出力	する	ること。燃料裕度や出力裕度を 電した数値とすること。	kW	350	3
1	燃料	∤消費量(HHV)		kW	1, 122. 5	4	
	運転	時間		h/年	2, 400	⑤	
		合計 7~9月、	12~3月 <i>0</i>	08:00~22:00	MWh/年	888	6
			昼間(1	電気需要平準化時間帯以外)	MWh/年	391	7
	電力	構内使用電力	電気需	等要平準化時間帯	MWh/年	497	8
年間	//		夜間	(22:00~翌日8:00)	MWh/年	0	9
値		逆潮流電力			MWh/年	0	10
"	蒸気	〔出力量(②×⑤)	×0.0030	6GJ/kWh)	GJ/年	0	11)
	温水	×出力量(③×⑤)	×0.0030	6GJ/kWh)	GJ/年	3, 024	12
	业4 机	沙弗县 (111111)	4 ×	: ⑤ × 0.0036GJ/kWh	GJ/年	9, 698	13
	然於	∤消費量(HHV)	<u> </u>	0.0258kL/GJ	kL/年	250	14)
<i>H</i>	蒸気	〔利用量(出力×和	利用率)	GJ/年	0	15	
負荷	蒸気利用量(出力×利用率) 将来の事業状況の変化 や生産量変動、制御方温水利用量(出力×利用率) 法等を加味して余裕を持った設定とすること					0	16
[H]	冷水	×利用量(出力×利	利用率)	GJ/年	1,819	17)	
			昼間(省	電気需要平準化時間帯以外)	GJ/MWh	9. 97	18
	電	構内使用電力	電気需	等要平準化時間帯	GJ/MWh	12. 96	19
換	力		夜間	時間帯に応じた計量が困難な場合、電力の換算係数はすべ	GJ/MWh	9. 28	20
算係		逆潮流電力		で9.76とすること。	GJ/MWh	9. 76	21)
数	蒸気	į́.	± 1 − = 1 ± 1 ,	の協質な数をは出したい担	GJ/GJ		22
	温水	合、	下表に根	の換算係数を使用しない場 拠となる設備の仕様値を記 用する場合は、記載不要。	GJ/GJ		23
	冷水	載(りこと。使ん	GJ/GJ	0. 76	24)	
公 士	<u></u>	ここ アンス アンボース アンボース アンファイン アンアンアン アンファイン アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンフ	出弗县	GJ/年	11,722	25	
ルオ	こノノエ	八	月貝 里	kL/年	302	26	
省エ	ネル	/ギー量		kL/年	52	27)	
省エ	ネル	ノギー率		%	17. 3	28	
費用	対效	か果(年間省エネル	レギー量	t÷補助対象経費)	kL/億円		29

※1 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

HHVであることに注意

ジェネリンクの場合、下表に倣って記載すること。 省エネ計算に使用した設備の仕様値 (※2 発電の場合、発電機出力ー補機動) 出力とする。)

NO	設備名称	製造メーカ 型式	台数	入力エネルギー	出力 形態	消費量 kW(HHV)	出力 ^{※2} kW	効率
1	カ゛スエンシ゛ン	○○社D-246	1	都市ガス13A	電力	983	370	0.38
					温水	983	350	0.36
2	シ゛ェネリンク (廃熱利用無)	○○社F-654	1	がスのみ	冷水	800	1, 055	1. 32
	シ [*] ェネリンク (廃熱利用有)			ガス+温水	冷水	ガス600	792	1. 32
		時のガス焚き冷凍能力時の感熱による冷凍能	温水330	263	0.80			

廃熱回収時の廃熱による冷凍能力寄与分:1,055kW-792kW=263kW

計算例2 (廃熱の冷熱利用)

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に示して記入する。
- ・原則として、国際単位系(SI)で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

・導入するコージェネレーションの仕様

「省エネ計算に使用した設備の仕様値」との整合をとること。

別紙2の高位発熱量から低位発熱量への換算係数

を利用すること。ただし、都市ガスの場合は、各地域の都市ガス事業者に熱量を確認すること。

別紙15のチェックシートを参考

冷水需要データの根 拠資料を提出するこ

必要に応じ、期間や

時刻別のデータも提

出すること。

に裕度を想定すること。

یے

発電出力:380kW 補機動力:10kW 温水発生量:350kW ガス消費量:983kW(LHV)

ジェネライト :冷水出力:1,055kW (熱回収時)ガス消費量:600kW(LHV) 温水消費量:330kW

燃料種:都市ガス 13A

① 380kW (発電出力) -10kW (補機動力) =370kW

② 蒸気出力がないため、0kW

③ 機器仕様より 350kW

4983kW(LHV) $\div 0.902$ *1 $\times 103$ %*2=1,122.5kW(HHV)

※1 低位発熱量 40.6MJ/m3N÷高位発熱量 45MJ/m3N=0.902

※2 DSS 運転のため発停時のエネルギーロスを鑑み、裕度 3%を考慮した。

⑤ (夏季 10h/日×60 日+中間期 10h/日×110 日+冬季 10h/日×80 日)×96%*3=2,400h/年※3 稼働日数は想定される最大の日数のため、裕度 4% (稼働日数が 10 日減)を考慮した。

- ⑥ 370kW×2,400h/年÷1,000kWh/MWh=888MWh/年
- ⑦ $370 \text{kW} \times 1,100 \text{h}/年 \times 96\% **3 \div 1,000 \text{kWh/MWh} = 391 \text{MWh/年}$
- (8) 370kW×(600+800)h/年×96%^{※3}÷1.000kWh/MWh=497MWh/年
- ⑪ ジェネリンク (熱回収時) のガス焚き冷凍能力:600kW×1.32=792kW ジェネリンクの廃熱温水による冷凍能力寄与分:1,055kW-792kW=263kW (この時、廃熱必要量 330kW<ガスエンジン温水出力 350kW)

263kW×0.8*4×2,500h/年×96%*3×3.6MJ/kWh÷1,000MJ/GJ=1,819GJ/年

※4 冷水発生と冷水需要のタイムラグを鑑み、裕度 20%(冷水利用率 80%)を考慮した。 冷水はプロセス冷却で使用され、H27年度の年間冷水需要は 2,800GJ/年であるため、発生した 冷水は全量利用可能である。

② コージェネ停止時の冷水発生効率は、ジェネリンクのガス焚き時 COP(1.32)から $1\div 1.32=0.76GJ/GJ$ とした。

冷水なので「1.36GJ/GJ」としても良い

表1 コージェネレーション設備稼働時間

	稼働時間	(h/年)
	昼間	夜間
夏季	600	0
冬季	800	0
その他	1,100	0
合計	2,500	0

表 2 コージェネレーション設備の発電量

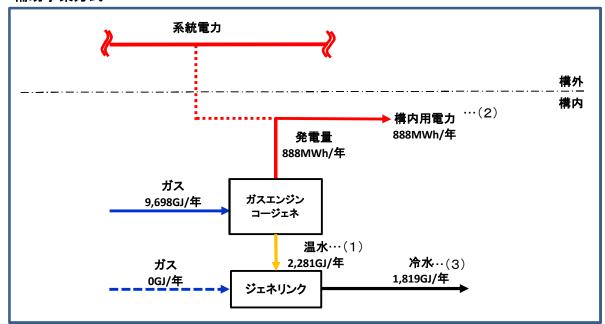
	発電量(M	MWh/年)
	昼間	夜間
夏季	213	0
冬季	284	0
その他	391	0
合計	888	0

以上

システムフロー概略図

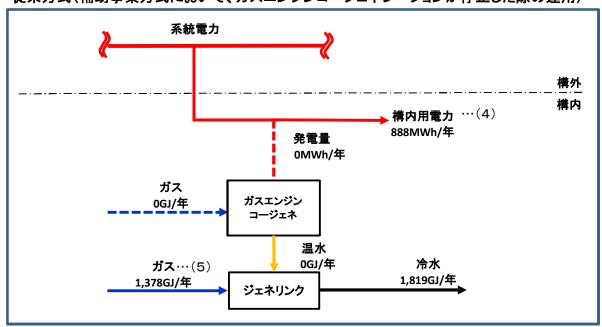
計算例2 (廃熱の冷熱利用)

補助事業方式



- (1)ガスエンジンコージェネレーションから発生する温水
- (2)ガスエンジンコージェネレーションから発生する電力
- (3)ジェネリンクから廃熱温水によって発生する冷水

従来方式(補助事業方式において、ガスエンジンコージェネレーションが停止した際の運用)



- (4)ガスコージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (5)ガスコージェネレーションが停止した際の、ジェネリンク消費ガス増加分

計算例3(バイオガス 省エネルギー計算シート 利用、逆潮流あり) 省エネ法で定める寝量以外の場合、消費量はOとする。 網掛けの欄は自動計算

				(C足の)の検里以外の場合、用す	(<u>=</u> 160C)	■ 網掛けの懶は目期	口牙
機器	発電	出力 (発電機出力	りー補機電	電力)	kW	100.0	1
仕	蒸気	(出力	燃料消費	貴量は高位発熱量を記載す	kW	0	2
様 ※	温水	:出力	│ ること。炊 _ した数値	燃料裕度、出力裕度を考慮 ことすること。	kW	162. 4	3
1	燃料	消費量 (HHV)		kW	0	4	
	運転	時間			h/年	691	⑤
		合計 /~9月、1	12~3月の8	MWh/年	69. 1	6	
			昼間(電流	気需要平準化時間帯以外)	MWh/年	25. 8	7
	電力	構内使用電力	電気需要	要平準化時間帯	MWh/年	36. 1	8
年間	/ •		夜間 (2	MWh/年	0	9	
値		逆潮流電力		MWh/年	7. 2	10	
	蒸気	(出力量 (②×⑤>	< 0. 0036G	J/kWh)	GJ/年	0	11)
	温水	:出力量 (③×⑤>	< 0. 0036G	J/kWh)	GJ/年	404	12
	除来	冰弗县 (uuv)	4 × (5) × 0.0036GJ/kWh	GJ/年	0	13
	燃料消費量 (HHV)					0	14)
<i>H</i>	蒸気	利用量(出力×和	川用率)	将来の事業状況の変化	GJ/年	0	15
負荷	温水	利用量(出力×和	川用率)	GJ/年	323. 2	16	
114	負満温水利用量(出力×利用率) 冷水利用量(出力×利用率) 冷水利用量(出力×利用率) や生産量変動、制御方法 等を加味して余裕を持った設定とすること。					0	17)
			昼間(電流	気需要平準化時間帯以外)	GJ/MWh	9. 97	18
	-	構内使用電力	電気需要	要平準化時間帯	GJ/MWh	12. 96	19
換算係	力		夜間	時間帯に応じた計量が困難な	GJ/MWh	9. 28	20
昇 係		逆潮流電力		易合、電力の換算係数はすべ 19.76とすること。	GJ/MWh	9. 76	21)
数	蒸気	<u> </u>	妻に記載の)換算係数を使用しない場	GJ/GJ		22
	温水	合	、下表に根	拠となる設備の仕様値を記 引する場合は、記載不要。	GJ/GJ	1. 36	23
	冷水	〔	のこと。使用	19 句場古は、記載个安。	GJ/GJ		24
经力	-	こ一次エネルギー洋	业弗	GJ/年	1, 235	25	
ル木	<i>=)] 1</i>	、	kL/年	32	26		
省エ	ネル	ギー量	kL/年	32	27)		
省工	ネル	/ギー率	%	100.0	28		
費用	対対	果(年間省エネル	レギー量・	:補助対象経費)	kL/億円		29
10/	. 17	終史仕掛け 久弘儒	~ N 1 ~ A =	14.5 = 1.7			

※1 機器仕様は、各設備ごとの合計値を記入する。

HHVであることに注意

省エネ計算に使用した設備の仕様値 (※2 発電の場合、発電機出力-補機動) 出力とする。)

NO	設備名称	製造メーカ 型式	台数	入力エネルギー	出力 形態	消費量 kW(HHV)	出力 ^{※2} kW	効率
1	カ゛スエンシ゛ン	○○社C-456	4	バイオガス	電力	72. 1	25. 0	0.35
					温水	72. 1	40.6	0. 56
2	温水ボイラー	○○社E-987	1	都市ガス13A	温水	625	500	0.80

計算例3(バイオガス利用、逆潮流あり)

計算根拠 (少数点第二位を四捨五入)

- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及 び式等を具体的に示して記入する。
- ・原則として、国際単位系(SI)で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるようなものにすること。

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。「省エネ計算に使用した設備の仕様値」との整合をとること。

バイオガスコージェネレーション×4台

別紙15のチェックシートを参考

に裕度を想定すること。

定格出力: 25.0kW 温水回収量: 40.6kW 燃料種: バイオガス 100%

- ① 25.0kW/台×4台=100.0kW
- ② 蒸気出力がないため、0kW
- ③ 40.6kW/台×4 台=162.4kW
- ④ 再生可能エネルギー由来の燃料なので、0kW
- ⑤ (夏季 180 h/年+中間期 300h/年+冬季 240h/年)×96%*1=691h/年 ※1 稼働時間は想定される最大時間のため、裕度4%を考慮した。
- ⑥ 100.0kW×691h/年÷1,000kWh/MWh=69.1MWh/年
- ⑦ 100.0kW×中間期 300h/年×96%^{※1}÷1,000kWh/MWh=28.8MWh/年 28.8MWh/年-3.0MWh/年(中間期昼間 売電量^{*2}) ※2 表 2 参照 =25.8MWh/年
- ⑧ 100.0kW×(夏季 180+冬季 240)h/年×96%^{※1}÷1,000kWh/MWh=40.3MWh/年 40.3MWh/年-(1.8+2.4)MWh/年(夏季・冬季昼間 売電量^{※2}) =36.1MWh/年
- ⑨ 7.2MWh/年(年間合計売電量^{※2}) ※2 表 2 参照
- ⓑ $162.4 \text{W} \times 80\% \times 691 \text{h}/\text{年} \times 3.6 \text{MJ/kWh} \div 1,000 \text{MJ/GJ} = 323.2 \text{GJ/年}$
 - ※3 H27 年度温水利用量は 450GJ/年であり充分な温水需要があるものの、温水発生と需要 の時間差などを考慮して利用率は80%と想定した。

熱需要データおよび利用率想定の根拠資料を提出すること。 必要に応じ、期間や時刻別のデータも提出すること。

② コージェネ停止の場合は、ボイラで温水を発生させる。温水発生効率は 1.36GJ/GJ とした。

1.36GJ/GJ はボイラ効率(80%)から算出する 1.25GJ/GJ としても良い

	稼働時間	(h/年)
	昼間	夜間
夏季	180	0
冬季	240	0
中間期	300	0
合計	720	0

表 1 コージェネレーション設備の稼働時間 表 2 コージェネレーション設備の発電量及び売電量

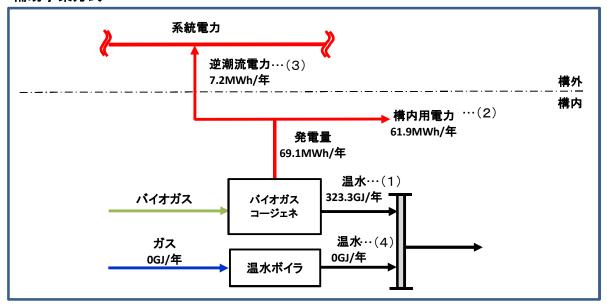
	発電量(M	//Wh/年)	売電量(MWh/年)			
	昼間	夜間	昼間	夜間		
夏季	17.3	0	1.8	0		
冬季	23.0	0	2.4	0		
中間期	28.8	0	3.0	0		
合計	69.1	0	7.2	0		

以上

システムフロー概略図

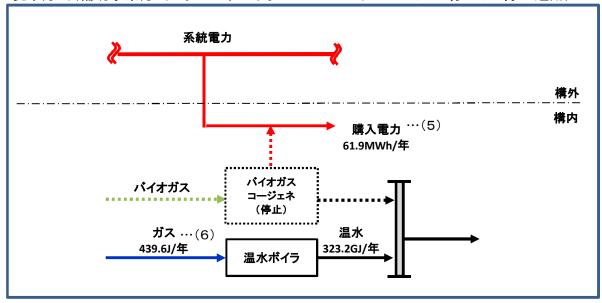
計算例3 (バイオガス利用、逆潮流あり)

補助事業方式



- (1)バイオガスコージェネレーションから発生する温水
- (2)バイオガスコージェネレーションから発生する電力
- (3)バイオガスコージェネレーションが系統に逆潮する電力
- (4) 温水ボイラからの温水は、考慮しない

従来方式(補助事業方式において、バイオガスコージェネレーションが停止した際の運用)



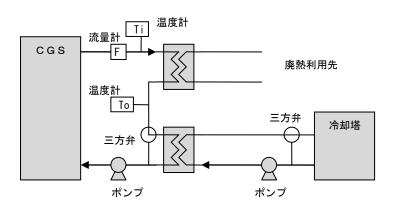
- (5)バイオガスコージェネレーションが停止した際の、購入電力増加分
- (6)バイオガスコージェネレーションが停止した際の、温水ボイラ燃料増加分

(別紙4)

効果検証のための計測についての留意点

補助対象設備の所有者は、設備稼働後より、導入効果を検証するためのデータ計測を行っていただきます。そのための計測方法に関する留意点について、以下にまとめました。

- ①省エネルギー効果の計算は、コージェネレーション設備の発電端出力ではなく、コージェネレーション設備の稼働に必要な補機電力等を差し引いた送電端出力の数値を用いる必要があります。従って、以下のいずれかの計測が必要です。
 - 1) 送電端発電出力と補機電力の両方を計測する。
 - 2) 送電端発電出力と補機電力の差分を計測する。
 - 3)時間当たりの補機電力が明らかな場合、時間当たりの補機電力に運転時間をかけて補機電力量とする方法も可とする。この場合、送電端発電出力のみの計測で可とする。
- ②燃料ガスの流量測定においては、温度、圧力補正が必要になります。通常は、燃料ガスの温度、圧力の計測が必要です。ただし、特に問題ない場合は、「温室効果ガス総排出量算定方法」(平成 2.7年 4 月環境省地球環境局地球温暖化対策課制定)にもとづき、ガス温度 15 \mathbb{C} 、ガス圧力 1.02 気圧で代用することも可とします。
- ③廃熱利用量の計測においては、廃熱発生量全量ではなく、実際に利用された熱量を計測する必要があります。例えば、廃熱の一部を冷却塔で放熱する場合、適切な熱量計測は次の図のようになります。



廃熱利用量の計算式

 $Q = F \cdot Cp \cdot (Ti - To)$

Q : 廃熱利用量

Cp : 水の比熱

F : 廃温水流量

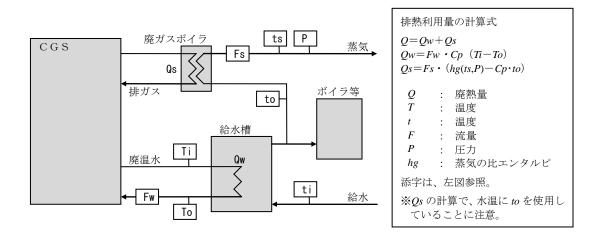
Ti : 廃熱利用先入温

To : 廃熱利用先出温

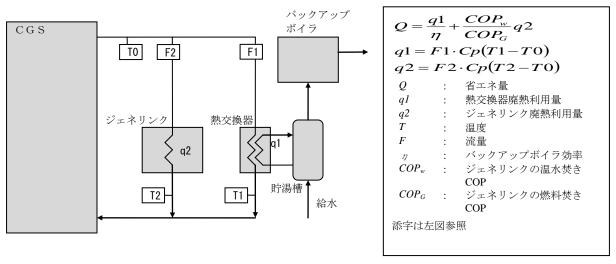
④廃熱蒸気の熱量計測において、蒸気流量を給水流量で代用する場合、適切なブロー率を設 定し、以下の通り求めるよう願います。

廃熱利用量=給水流量×(1-ブロー率)×(蒸気エンタルピー給水エンタルピ)

- ⑤蒸気の熱量計測においては、蒸気の流量だけでなく、給水の温度、蒸気の温度と圧力を計測し、両者のエンタルピ差を求める必要があります。なお、設備の制御等で蒸気の温度や圧力が一定に保たれている場合は、蒸気の温度、圧力の計測を省略してもかまいません。また、給水に水道水を用いる場合等で水道水の温度が公表されている場合、水温の計測を省略して当該公表値を用いてもかまいません。
- ⑥コージェネレーション設備が温水廃熱と蒸気廃熱を発生させ、温水廃熱がボイラー給水予 熱に使用される場合において、蒸気廃熱量の計算に温水廃熱が含まれないように配慮する 必要があります。具体的には次の図を参照願います。



⑦廃熱を複数の用途に利用し、それぞれで従来方式の効率が異なる場合 (例えば廃熱を給湯 と冷房に利用する場合)、省エネ計算のためにそれぞれの用途に対し廃熱利用量を計測す る必要があります。具体的には次の図を参照願います。



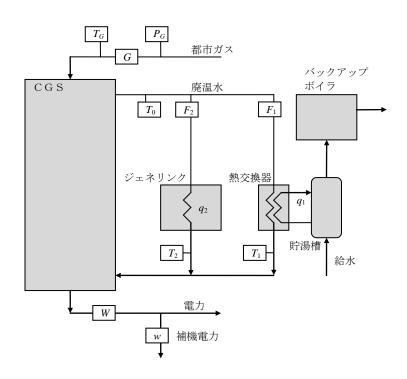
⑧コージェネレーション設備等の内部に備えられたセンサーや弁開度等から熱量や流量を求め、遠隔監視等で計測するものにあっては、測定方法が妥当と認められるものであれば、効果検証データとして認めます。交付申請書の添付資料「5.(6)計測器データからの省エネ量算出方法」に、計測値がコージェネレーション設備からの遠隔監視データである旨、記載願います。

※計測方法の詳細を確認する場合がありますので、その際は必要な資料をご用意ください。

(別紙5)

計測器データからの省エネ量算出方法の例

交付申請書の添付資料「5. 環境改善効果の算出」の「(6) 計測器データからの省エネ量 算出方法」の記載例を以下に記します。こちらを参考に記載願います。



システムフロ一図

計測器より取得するデータの記号

 F_1 $[m^3/s]$: 廃温水の熱交換器側流量

 F_2 $[m^3/s]$: 廃温水のジェネリンク側流量

*T*₀ [℃] : 廃温水の CGS 出口温度

T₁ [°C] : 廃温水の熱交換器出口温度

*T*₂ [°C] : 廃温水のジェネリンク出口温度

G [m³/s] : 燃料消費量 (発熱量 45MJ/m³N)

 T_g [°C] : 燃料ガスの温度 P_g [Pa] : 燃料ガスの圧力

W [kW] : CGS 発電量

w [kW] : 補機電力

その他記号

 q_1 [kW] : 熱交換器での廃熱利用量

 q_2 [kW] : ジェネリンク廃熱利用量

 Q_1 [kW] : バックアップボイラの燃料削減量

 Q_2 [kW] : ジェネリンクの燃料削減量

 Q_0 [kW] : 燃料消費量 Q [kW] : 燃料削減量

ジェネリンクの温水利用時の COP=0.8 (機器仕様書より)、温水および冷水の換算係数 1.36[kJ/kJ]を使用する。

熱交換機器の廃熱利用量 $q_1 = 4.187[kJ/(kg \cdot K)] \times 1,000[kg/m3] \times F_1 \times (T1-T0)$

ジェネリンクの廃熱利用量 $q_2 = 4.187[kJ/(kg \cdot K)] \times 1,000[kg/m3] \times F_2 \times (T2-T0)$

廃熱によるボイラのガス削減量 $Q_1 = 1.36 \times q_1$

廃熱によるジェネリンクの燃料削減量 $Q_2 = 1.36 \times 0.8 \times q_2 = 1.088 \times q_2$

発電による一次エネルギー削減量 $Q_3 = K \times (W-w)$

※K: 電力平準化時間帯 9,970×1.3=12,960[kJ/kWh]、その他昼間 9,970[kJ/kWh]、

夜間 9,280[kJ/kWh] 、逆潮流電力 9,760[kJ/kWh] (時間帯に応じて適切な K を使用する。)

燃料消費量 $Q_0 = 45,000 \times G \times 273.15 \div (273.15 + T_g) \times (101,325 + P_g) \div 101,325$

※1 気圧=101,325[Pa]

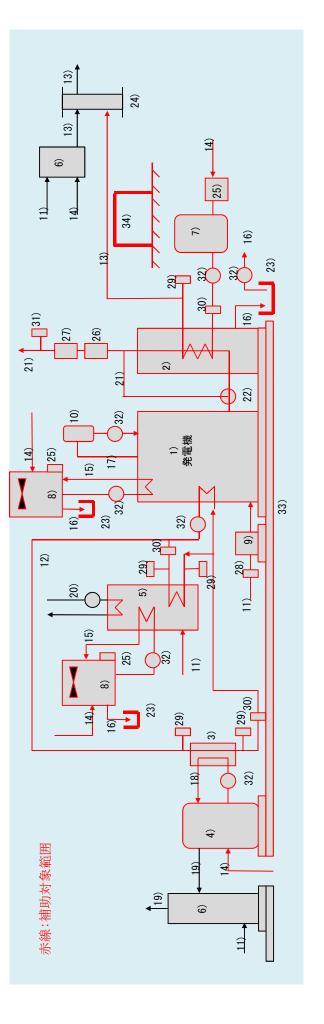
燃料削減量 $Q = (Q_1 + Q_2 + Q_3) - Q_0$

(別紙6-1)

高効率コージェネレーションの補助対象範囲の例 機械設備

	備考	項目	備考
1)発電機	建築確認申請したエグルージャーは建屋とみなし対象外。	18)給湯予熱配管	
2)廃ガスボイラー		19)給湯配管	補助対象外
3)廃温水熱交換器		20)冷温水配管	補助対象外
4)貯湯タンク (容量は発電出力(kW)当たり 200L 以下であること	21)煙道	補助対象設備専用の煙道・煙突であること
5)ジェネリンク	容量制限あり(公募説明会資料参照)	22)排ガスダンパー	
6)バックアップボイラー	補助対象外	23)排水溝	補助対象設備専用であること、排水処理装置も対象
7)給水(軟水)タンク	補助対象設備専用であること、バックアップボイラーとの兼用不可	24)蒸気ヘッダー	補助対象外
8)冷却塔 (3)	ジュネリンク用は容量制限あり(公募説明会資料参照)	25)水処理装置	廃が、 が、 行-用中和装置を バッパップ ボバーと共用する場合は対象外
9)ガス圧縮機		26)廃ガス処理装置	尿素脱硝装置、尿素タンク・配管も対象
10)潤滑油タンク	長期運転のための外部タンク用潤滑油は対象外	27)排気サイレンサー	
11)ガス配管	補助対象設備専用であること、他設備との共用部は対象外である ことに注意	28)ガスメーター	効果検証や省エネを目的としたものは補助対象、取引用は対象外
12)廃温水配管		29)温度計	丁岜
13)蒸気配管	補助対象設備専用であること、放散回路も対象	30)流量計	丁岜
14)給水配管	補助対象設備専用であること	31)排ガス分析装置	
15)冷却水配管		32)ポンプ	補助対象設備専用であること
16)排水配管	補助対象設備専用であること、排水処理装置も対象	33)基礎	土間基礎はメンテスペース範囲が対象
17)潤滑油配管		34)配管、配線ラック	補助対象設備専用であること。かつ、過大な設備でないこと

その他:①柵、消火設備、照明設備、警報設備(ガス漏れ・CO・火災・地震等)は安全上必要であり、かつ強固に固定されたもので補助対象設備専用である場合のみ対象、他の設備にも適用されるものは対象外であることに注意。②防音、防振工事は対象。③配管に設けられる付帯設備で補助事業に必要なもの(ポンプ、バルブ、膨張タンク、支持部材等)も補助対象。④水処理装置はボイラー用、冷却塔用ともに補助対象。※詳細はお問い合わせください。



系統 発電設備設置者構内 受電点 計器用変成器 VCT (電力会社の電力量計と組み合わせて使用) 電力会社 電力量計 受電遮断器 電力会社との協議で 認められているもの 系統連系用保護継電器 母線 母線 受変電設備との 母線連絡遮断器 接続部 遮断器 遮断器 遮断器 変圧器 変圧器 遮断器 変圧器 負荷 (供給者側) (供給者側) 重要負荷 コージェネ設備 防災負荷

高効率コージェネレーションの補助対象範囲の例 電気設備

赤色太線(実線)は補助対象(系統連系に必要な設備)

◇補助対象範囲

【系統連系に必要な設備】

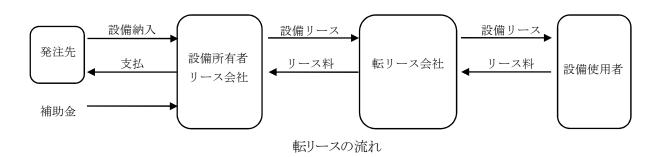
- ・母線連絡遮断器、母線連絡の配線工事、系統連系用保護継電器及び系統連系の制御に必要な信号線等は補助対象。
- ・既存設備を流用する場合は、改造費用を補助対象とする。

各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の 条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

- ①転リース会社が補助事業に必要な一定の役割(※)を担う必要があります。単にリース会社から 設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。
 - ※ 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等
- ②リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。
- ③各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。
- ④実施計画書(様式第2)「4. 実施体制」に3者の関係と役割 分担を記載してください。
- ⑤交付申請書および実績報告書に以下の書類を添付してください。
 - ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
 - ・各リース契約金額に関する料金計算書(補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)
 - ※交付申請書に添付する資料は案で可
- ⑥事業の完了は、設備所有者(リース会社)が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主(設備所有者=リース会社)に使用料を支払う方式を指します。

(2) リースバックの流れ

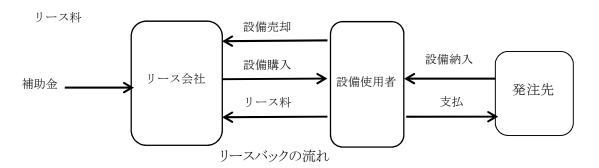
- ①設備使用者が発注先から設備等を購入し支払います。
- ②設備使用者は、リース会社に設備を売却します。
- ③リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

- ①リースバックを利用する場合は、事前にセンターに内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。
- ②補助金は、共同申請者のうちリース会社(設備の所有者)に支払われます。
- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間 の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書(様式第2)「4. 実施体制」に3者の関係と役割 分担を記載してください。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買(所有権の移動)がなされた日とします。
- ⑥実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書(注文書、注文請書)、納品書、 請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇔ 設備使用者

設備使用者 ⇔ 発注先



3. コストオン契約

(1) コストオン契約とは

コストオン契約とは、発注者が予め専門工事会社 (サブコン) を指定し工事金額を決定の上、専門工事を統括する元請会社 (ゼネコン) とその統括管理費用を上乗せした工事請負契約を締結する契約方式を指します。専門工事会社、発注者、発注者が選定した元請会社とのコストオン契約を締結するとともに、同契約に基づき、元請会社と専門工事会社で下請工事契約を締結します。

(2) コストオン契約の要件

- ・事前に申請者から発注先選定理由書およびセンターの確認が必須となります。
- 特例として承認するため、適切な理由が必要です。

(3) コストオン契約の流れ

- ①申請者が全体工事を発注するゼネコンを決定します。
- ②申請者が、サブコンに見積依頼し、相見積もりを行います。
- ③申請者がサブコンを選定します(工事金額 X)。
- ④申請者、ゼネコン、サブコンでコストオン契約を締結します。
- ⑤ゼネコン、申請者間で工事契約を締結します。 (CGS の工事金額は X+Y、Y はゼネコンの管理費)。
- ⑥ゼネコン・サブコン間で CGS 工事契約を締結します(金額 X)。
- ⑦サブコンはゼネコンに工事完了報告及び請求を行います(金額 X)。

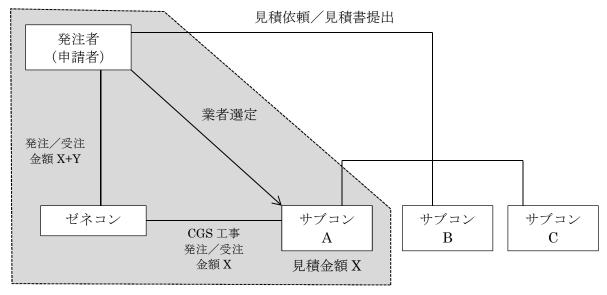
- ⑧ゼネコンはサブコンの工事を検収後、申請者に工事完了報告及び請求を行います (金額 X+Y)。
- ⑨申請者はゼネコンからの請求に基づき、工事金額 X+Y を支払います。
- ⑩ゼネコンはサブコンに工事金額 X を支払います。
- ⑩補助事業の開始は、申請者とゼネコンとの契約締結日とし、事業の完了日は申請者がゼネコンへ経費の支払いが完了した日とします。ただし、ゼネコンからサブコンへの支払いは実績報告日までに完了させる必要があります。
- ②実績報告書には、コストオン契約書および以下の間で取り交わされた契約書(発注書、 発注請書)、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

設備所有者 ⇔ ゼネコン

ゼネコン ⇔ サブコン

(4) コストオン契約の承認

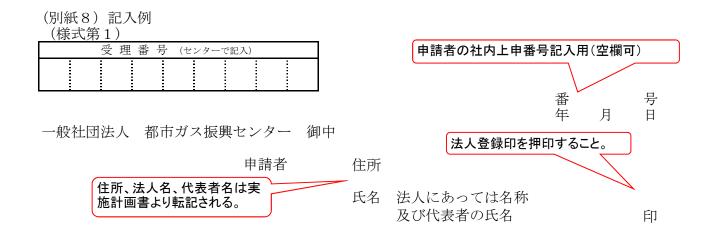
- ・事前に申請者から発注選定理由書の提出およびセンターの了解を得る必要があります。
- ・新築工事等でやむをえず本方式を取る必要がある場合を除いては、競争入札(又は三社以上の相見積)を実施してください。



コストオン契約

(5) 補助対象経費

ゼネコンの管理費 Y は、補助対象外となります。補助対象経費は、サブコンの工事金額 X のうち、補助対象と認められる部分のみとなります。



平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 交付申請書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号。以下「交付規程」という。)第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付要綱及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の名称

エネルギーサービス用コージェネレーション導入 事業

2. 補助事業の目的及び内容 補助事業の目的

実施計画書の2. (1)「(イ)目的」より転記される。

補助事業の内容

実施計画書の2.(2)「補助事業の概要」より転記される。

3. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日 平成 年 月 日 完了予定日 平成 年 月 日

実施計画書の3.(2)の「事業工程表」より 転記される(当年度分が対象)。

円

- 4. 補助事業に要する経費
- 5. 補助対象経費
- 6. 補助金交付申請額
- 7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙の通り)

実施計画書の「5. 補助対象経 費の算出根拠」より転記される

(当年度分が対象)。

8. 同上の金額の算出基礎 (別紙「申請金額整理表」の通り)

(注)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を 明記すること。

(補助金所要額) - (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額) = (補助金額)

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

111197	ず木に女	チン性貝、1mの1/1/3	<u>K性貝及U 開助並の</u>	DL / J 115		
区分	費目	内容(注1)	補助事業に 要する経費 (注 2)	補助対象経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注 5)
	設計費		円	F.		П
事業費	設備費		本表は、実施計画対象経費の算出	国書の「5. 補助 田地」といま言		Я
尹禾貝 	工事費		対象を受ける。 される。 (当年度分が対象	は拠」より転記 円		П
	諸経費		H	F.		Н
	合	計	円 円	F		н

- (注1) 交付規程別表1の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の 費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。 また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示してください。
- (注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- (注3) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費に ついて、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- (注4) 補助率には、1/4 (高効率コージェネレーション導入事業の場合)、1/3 (エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の場合)のいずれかを記載してください。
- (注5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その 限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)をいいます。

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付申請書 実施計画書

1.	補助事業の名称						事業
	補助事業の実施記 (1)補助事業の目 (イ)目的					」と「エネルギーサ のいずれかを選択	
	○○株式会社○○ 有効活用すること						€熱を
	(口) 実施場所						
		(–)			
	住 所		都	道府県から記載す ——	ること。		
	最寄り駅		0	○線、○○駅等記	載すること。		
	施設の名称		法	人名から記載する	<u>-</u> ک		
	(フリガナ)						
	施設の所有者						
	※地図を添付し、	施設の位置を明	記すること	- 0			
	○○株式会社は、 効利用する。 ○○株式会社は、 初期投資を削減す ○○株式会社は、 ギーサービス事業	別途締結する する。 コージェネレ	リース契	!約に基づき、	設備を所有する	ることで、使用	月者の
3	補助事業の具体的	かめ窓	該当	するものを記載する	ること。		
	(1) 事業の実施プ (イ) 交付要件	方法	-ジーマー	ノー・ション 恐借	l l	「増設」、「更新」か	 ら選択。
	燃料	形式	台数	発電出力 kW	発電効率 LHV %	総合効率 LHV %	導入 状況
			LHVである	ことに注意。		 以下第一位まで 「は四捨五入)	
		合計	0	0			<u> </u>
		せないコージェ fのためには、高 です。				-	`る

b. エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の確認

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

()	1	エネルギー使用者以外の者が、エネルギー使用者の敷地内に高効率コー
		ジェネレーションを所有するもの。
()	2	エネルギーサービス事業者がコージェネレーション設備のオペレーショ
		ンを行う契約において、データのモニタリングを通じ設備を最適に運転
		するもの。
()	3	設備の使用者自身が設備のオペレーションを行う場合において、データ
		のモニタリング、見える化及び最適運転のための助言を行う契約を締結
		するもの。
()	(4)	設備の使用者に対し、省エネ率、省エネ量等を担保する契約を締結する
	4	もの。
()	(5)	上記以外の、エネルギー使用者以外の者が高効率コージェネレーション
		の最適運転を行い、効率的なエネルギー利用を図ることができる契約を
		締結するもの。

- ※エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業で申請する場合、上記①および②~ ⑤のいずれかに該当する必要があります。
- ※実績報告時にチェックした内容を満たせていない場合、補助金が交付されません。
- ※チェックした内容に係る契約を財産処分制限期間に破棄または修正し、補助対象設備が最適に運用されなくなる場合、財産処分による補助金相当額の納付が必要になります。

c. サイバーセキュリティ対策

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

. P/ (
()	1	設備の導入先において、導入する設備に対し不審者の侵入を防止する			
		よう措置が取られていること。			
()	2	導入する設備が、外部ネットワーク (導入先のネットワークを除く)			
		から独立している。もしくはネットワーク化されていないこと。			
()	3-1	情報セキュリティ対策がマニュアル化されており、適切な位置にファ			
		イアウォールを設置すること。			
()	3-2	設備を制御するシステムに対し、セキュリティソフトの導入がマニュ			
		アル化されており、これを遵守した運用をすること。			
()	3-3	設備を制御するシステムに対し、USB等の外部記憶装置を使用する			
		際のセキュリティ対策がマニュアル化されており、これを遵守した運			
		用をすること。			
()	3-4	ネットワークへの適切なアクセス権限の設定がなされることがマニュ			
		アル化されており、これを遵守した運用をすること。			

※上記のうち、①と②もしくは①と③-1~③-4をすべて満足しない場合、申請できません。 ※実績報告時にチェックした内容を満たせていない場合、補助金が交付されません。

(ロ) 採点審査に係る事項

a 省エネルギー性と経済性

省エネ率(HHV %)	
省工ネ量(kL)	自動計算される。
費用対効果(省エネ量[kL]÷補助対象経費[億円])	

[※]実績報告時に上記数値を満たせていない場合、補助金が交付されません。

b. 設備の保守計画性と事業継続性

*該当する項目にチェック (括弧に○を記入) すること。

評価項目	チェック		内容		
設備の保守計画性	()	1	設備の保守契約期間が5年以上であること。		
政備の本り可画注	()	2	設備の保守契約期間が10年以上であること。		
	()	1	系統電力停電時に給電できること。		
	()	2	災害時の防災拠点もしくはそれに準じる拠点(コ		
事業継続性			ミュニティ防災拠点等)において、災害時(系統電		
			力停電時、地震発生時等)に給電が可能なシステム		
			であること。		

[※]実績報告時にチェックした内容を満たせていない場合、補助金が交付されません。

(2) 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」の通り。
- 補助事業の開始及び完了予定日

当年度	開始予定日	平成	年	月	日
	完了予定日	平成	年	月	Ш
事業全体	開始予定日	平成	年	月	日
事未主件 	完了予定日	平成	 年	月	 目

4. 実施体制

(1) 実施体制図

・別紙「実施体制図」の通り。

単年度事業の場合、当年度と同じ 日付を記入すること。

(2) 実施体制

*実施責任者について、以下の内容を記載すること

	<u> Tare フィーし、 以下の内谷と</u>			
(フリガナ) 法人名	申請者が複数の場合は、補助対	免 乳供な所方才ス		ĽП
部署名	□ 申請有が複数の場合は、補助対 予定の申請者を筆頭に記入する エネルギーサービス事業者とする □ その他の書類についても連名で	印		
(フリガナ)	この順番で記載すること。			7
実施責任者名			担当者印をすること。	押印
役 職				
住 所	(–)			
電話番号		FAX番号	_	_
E-mailアドレス	用∧ ∧~ ○中幸せ○何火ガ す			

意味する。

申請書の添付資料(書式フリー)を

5. 補助対象経費の算出根拠

別紙「申請金額整理表」の通り。

当年度: 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

$\overline{-1}$. 1111.	$\mathcal{P}_{\mathcal{I}}$ $\mathcal{P}_{\mathcal{I}}$ $\mathcal{P}_{\mathcal{I}}$ $\mathcal{P}_{\mathcal{I}}$ $\mathcal{P}_{\mathcal{I}}$ $\mathcal{P}_{\mathcal{I}}$				
区分	費目	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費	設計費	別紙「申請金額整 理表」の通り	円	円		円
	設備費	別紙「申請金額整 理表」の通り	自動計算	草される。		自動計算される。』
	工事費	別紙「申請金額整 理表」の通り	H	P.		H
	諸経費	別紙「申請金額整 理表」の通り	円	円		円
)計	円	円		円

[※]申請者が複数の場合、全ての申請者の担当者連絡先について記入のうえ押印すること。

事業全体: 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区分	費目	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経費
事業費	設計費	別紙「申請金額整 理表」の通り	円	円
	設備費	別紙「申請金額整 理表」の通り	白動計	算される。 円
	工事費	別紙「申請金額整 理表」の通り	日勤前	昇こ 11る。
	諸経費	別紙「申請金額整 理表」の通り	円	円
	Î	· 計	円	円

6. 補助事業者の概要

*各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること

* 谷垻日に	* 各項目について直近沢昇年度木の数値を補助事業者の単体ペースで記入すること。						
(フリガナ)法人名(フリガナ)代表者名	申請者が複数の場合は、補助対象設備を所有する 予定の申請者を筆頭に記入すること。続いて使用者、 エネルギーサービス事業者とすること。 その他の書類についても連名で記載する場合は、 この順番で記載すること。						
役 職	業種をプルケ	ダウンから選	択すること。				
住 所				でデータがない場合 民間団体の場合、記		ること。 、、従業員数も同様)。	
電話番号	/ –		+	FAX番号			
業 種	V			-			
資本金			円	従業員数			人
決算情報	前年度	売上高	4	円	経常利益		円
(人) 异阴拟	前々年度	売上高		円	経常利益		円
() 所有: 補助対象設備 () 使用 に対する申請		者	該当する項目にすべてチェック(括弧に〇名 その他に該当する場合、内容を記載するこ		載すること。		
者の役割	() エネ		ービス事業者	(補助対象設備	を使用し電	力や熱を販売す	る)
**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		他(ナギの知人打)	3. 0 #N. 本体で2.20	## ID + 2 % + 2	マでわいこ レが必ら)

※設備の所有者(もしくは設備の所有者の親会社)が2期連続で経常収支が赤字でないことが必要です(地方公共団体、非営利民間団体除く)。

7 資金調達計画(補助事業に要する経費)

1. 貝並剛建可門	(開助事業に安りる)性負/	/	
調 達 先	補 助 金	自己資金	借入金	合 計
調達金額	0	<u> </u>	0	0 [

「自己資金」のみ入力すること(他は自動計算される)。

- ※複数年度事業の場合、事業全体の金額を記入すること。
- ※金額に消費税等は含まないこと。
- ※申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

8. 確認事項

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

	国からの他の補助金との重複(予定含む) 該当する場合、補助金名称:	該当する場合、補助金名称を記載すること。
() 中小企業基本法に定める中小企業である	

- ※補助対象経費に、国からの補助金等(補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業ではないこと(法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く)。
- ※本補助金で申請した省エネ量は、他の補助金に重複して申請できません。

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成すること。

依頼日:平成〇年〇月〇日

○○○株式会社 御中

見積依頼書

原則として、発注者が 見積依頼すること

以後、見積書、契約書、納品書、受領書、請求書、領収書 にも同一の名称を使用すること。 虎ノ門ホテル株式会社

霞ヶ関 一男

施設部

和印

見積件名	コージェネレーション設備新設工事	
納入場所	虎ノ門ホテル株式会社	担当者印で可
工期	平成28年11月30日~平成29年1月10日	
見積書提出期限	平成28年7月27日	
引き合い仕様書	有り 添付資料がある場合、見積依 頼書の写しに添付すること。	無し
添付図面	有り類は書の写しに添付すること。	無し

見積条件

- 1 見積書の件名は、見積依頼書の件名を使用すること(納品書、請求書、領収書も同様)
- 2 見積項目は、設計費、設備費、工事費、諸経費の区分に分類すること。
- 4 値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。
- 5 項目ごとに完了年度を明記すること(複数年度事業の場合のみ)。
- 6 見積項目ごとに、補助対象経費と対象外の区分を明確にすること。 ※補助対象範囲について、見積依頼者の確認を受けること。
- 7 以下の項目は補助対象外とすること
 - 事前調査費、基本設計費、見積費用 (現場測量費も補助対象外)
 - ・ボイラー等の補助熱源設備
 - ・燃料貯蔵設備 (燃料タンク、LNGサテライト等)
 - ・ガス発生設備 (バイオガス発生装置、燃料気化装置等)
 - ・建屋ならびに建屋に付属する設備(部品倉庫、電気室、制御室等) ※発電機パッケージは、建築申請する場合、建屋とみなし補助対象外
 - ・土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
 - ・移設、撤去工事 (ただしコージェネレーション設置のために必要な工事は対象)
 - ・植栽及び外構工事 (ただし、コージェネレーションから発生するドレン水を処理設備等に 導くための専用の側構等は補助対象)
 - 産業廃棄物処理費用
 - ・容易に移動または他用途に転用できるもの (消化器、柵、屋外照明等)
 - ・補助事業外の設備と共有するもの(配管、配線及びそれらの架台等)
 - ・消耗品 (オイル、クーラント等は初期装填分のみ補助対象)
 - ・通信運搬費(書類等)、消耗品費、ユーティリティ費(電気、ガス、水道、燃料等)
 - ・仮設事務所、部材置場の建設費もしくは使用料
 - 一般管理費
 - ・振込手数料(受注者が負担した場合、補助対象外)
 - ・雑費、諸掛費、諸経費等で内容の明細がないもの
- 8 以下の項目を補助対象とした場合、納品時に実績を証明する資料の写しを添付すること。 (実績報告書に写しを添付することが必要なため)
 - ・宿泊費(従業員宿泊規定もしくは領収書の写し、宿泊日、利用者、宿泊地、 業務内容を記した資料)
 - ・交通費(領収書の写しと利用日、経路、利用者、金額、業務内容を記した資料)
- 9 見積書、見積内訳書の電子データ(EXCELファイル)も提出すること。

6~8の項目は、申請者自身が 補助対象範囲を見積書の中で 明示する場合、不要です。

見積項目の範囲が広く、対象・ 対象外を判断できない場合、全 て補助対象外となります。

補助対象範囲の区分を見積先に依頼するのは可としますが、 申請者が責任をもって確認願います。

工事費見積における必須項目

大項目	小項目				
基礎工事	土工事 (屋外基礎の場合)				
	鉄筋工事				
	コンクリート工事				
	鉄骨架台工事				
	防水工事 (屋上設置の場合)				
仮設工事					
搬入、据付工事					
機械設備工事	冷温水配管工事				
	冷却水配管工事				
	蒸気配管工事				
	給水配管工事				
	排水配管工事				
	燃料配管工事				
	排煙工事				
電気設備工事	受変電設備工事				
	配線工事				
計測、表示装置取付工事	制御盤工事				
	計測器取付工事				
	表示装置取付工事				
	制御配線工事				
試運転調整費					

[※]補助対象と補助対象外がある項目については、区分がわかるように 項目を細分化すること。

見積番号: 〇〇〇〇〇〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日

御見積書

<u>宛先</u> <u>件名</u>	会社名	
件名	住所	
引渡場所		
納期		
_見積有効期限	TEL:	
支払い条件	FAX:	
見積金額		
/ I == A += , NI == = N - I - I - A - I - I - A - I		

(上記金額に消費税は含みません。)

番号	品名	数量	単位	単価	金額
1	設計費				2,000,000
1-1	補助対象				1,500,000
	(1)000	10	枚(A3)	100,000	1,000,000
	$(2)\Delta\Delta\Delta$	5	枚(A3)	100,000	500,000
1-2	補助対象外				
	(1) • • • (2) * * *				
	(2)▲▲▲				
2	設備費				
2-1	補助対象				
	(1) × × × (2) □ □ □				
	(2)□□□				
2-1-2	補助対象外				
	(1)+++				
3	工事費				
3-1	補助対象				
	(1) x x x				
	(2)□□□				
3-2	補助対象外				
	(1)+++				
	(2) ∇ ∇ ∇				
4	諸経費				
4-1	補助対象				
	(1) × × ×				
	(2) 🗆 🗆				
4-2	補助対象外				
	(1)+++				
	(2) ∇ ∇ ∇				
				小計	
				消費税	

(別紙12) 記入例

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 申請金額整理表

 見様件名	今休計画							各見和	責件名の複数年の	各見積件名の複数年の合計金額が記載される。	.8°	
(株) B B B (株) B B B (株) B B B B B B B B B B B B B B B B B B B		日本く		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	力事業に要する経費	#Piny				補助対象経費		
AAA (株) AAA (*) AA	見積件名	見積会在	設計費	垂	上事事工		4-4-	設計費	設備費	工事費工	諸経費	小
(株) B B B 0 0 0 0 0 0 0 0	①cGS設置工事	AAA(株)	3,000,000	10,000,000	20,000,000	3,000,000	36,000,000	6 2, 400, 000	10, 000, 000	20,000,000	3,000,000	35, 400, 000
CCC(株)	②基礎工事	(株) BBB	0	0	2,000,000	200,000	2, 200, 000	0	0	2,000,000	200,000	2, 200, 000
10	③廃熱利用工事	CCC(株)	0	0	6,000,000	600,000	6, 600, 000	0	0	6,000,000	600,000	6, 600, 000
1998 1998			0	0	0		0	0	0	0	0	0
AAA (株)			0	0	0		0	0	0	0	0	0
Man	福		3,000,000	10,000,000	28, 000, 000	3, 800, 000	44, 800, 000	2, 400, 000	10, 000, 000	28,000,000	3,800,000	44, 200, 000
AAA(株) BBB BBB BBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBBB	補助事業に要する経費を構成するす	- 今ての見積件名を記載する。			補助率		補助金	800, 000	0	999, 999	999, 999	1, 533, 332
AAA(株)	名称は兄何依羯書の作名と同しい	°ဝ					1 1 1	11 17	4 4 4 4 4 4	,		
AAAA(株) Relation	平成28年度分						甲年及事	乗の場合は、平成2	28年度のみ記載9	°e		
AAA(株)	日往什么	日祖今北			力事業に要する経費	alim'				補助対象経費		
AAA(株)	凡槓件名	見模宗任	設計費	設備費	工事量	諸経費	40	設計費	設備費	工事費	諸経費	√ □
(株) B B B C C C (株) C C C C (株) C C C C (株) C C C C C C C C C C C C C C C C C C	①068設置工事 一	AAA(株)	3,000,000		Q.	0	3,000,000	2, 400, 000	0	0	0	2, 400, 000
CCC (株)	②基礎工事	(株) BBB	0	0	2, 000, 000	200,000	2, 200, 000	0	0	2,000,000	200,000	2, 200, 000
Fektimajの表の「見積体名」が転記される。	③廃熱利用工事 人	CCC(株)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1.3 1.3 1.3 1.4 1.5 1.			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(株) B B B	7		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「全体計画」の表の「見様件名」が睡記される。	수計		3,000,000	0	2, 000, 000	200,000	5, 200, 000	2, 400, 000	0	2,000,000	200,000	4,600,000
AAA (株) AAA (★) AA	(日本本学)	まの「目話 44 夕」が記さされる			補助率	1/3	補助金	800, 000	0	666, 666	66, 666	1, 533, 332
by AAA (株) 人AAA (株) 設計費 設制事業に要する経費 音音 音 音 自 自	_	XV7. 光付1十七」が¥4品でイじる。	\neg			,	プルダ	ウンメニューから選	訳する。			
性格名 見積会社 設計費 補助事業に要する経費 音経費 合計 設計費 財間のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	平成29年度分	-										
(株) BBB (大) AA (株) (大) BBB (L	貝積件名	日籍令社			カ事業に要する経費	. n				補助対象経費		
AAA (株) (株) BB 0 10,000,000 20,000,000 3,000,000 3,000,000 0 10,000,000 CCC (株) BB 0 0 0 6,000,000 6,000,000 6,600,000 0 0 AAA (株) 0 10,000,000 26,000,000 3,600,000 39,600,000 0 0 AAA (株) 0 0 0 0 0 0 0 (株) BB 0 0 0 0 0 0 0 (株) BB 0 0 0 0 0 0 0 (株) BB 0 0 0 0 0 0 0 (株) BB 0 0 0 0 0 0 0 (株) BB 0 0 0 0 0 0 0 (大) C(株) 0 0 0 0 0 0 0	1	1	設計費	設備費	工事費	諸経費		設計費	設備費	工事費	諸経費	中中
(株) BBB 0 0 6,000,000 6,000,000 6,000,000 0 0 0 CCC(株) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 計計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 (株) B B B 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	①CGS設置工事	AAA(株)	0	10,000,000	20, 000, 000	3, 000, 000	33,000,000	0	8	20, 000, 000	3,000,000	33,000,000
CCC (株) 0 0 6,000,000 6,600,000 6,600,000 0 6 0 0 0 0 0 0 6 0 0 0 0 0 0 6 0 0 0 0 0 0 6 0 0 0 0 0 0 7 0 0 0 0 0 0 8 0 0 0 0 0 0 8 0 0 0 0 0 0 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	②基礎工事	(株) BBB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育子 0 0 0 0 0 0 0 0 育件名 10,000,000 26,000,000 3,600,000 39,600,000 0 0 0 育件名 10,000,000 26,000,000 3,600,000 39,600,000 0 0 0 (株) B B 20,000,000 26,000,000 3,600,000 39,600,000 0 0 0 (株) B B 20,000,000 39,600,000 39,600,000 0 0 0 0 (株) B B 20,000,000 39,600,000 39,600,000 0 0 0 0 (株) B B 30,000 30,000 30,000 0 0 0 0 (株) B B 30,000 30,000 0 0 0 0 0 (大) B B 30,000 30,000 30,000 0 0 0 0 (大) B B 30,000 30,000 30,000 0 0 0 0 (大) B B 30,000 30,000 30,000 0 0 0 0 (大) B B 30,000 30,000 30,000 0 0 0 0 (大) B B 30,000 30,000 30,000 0	③廃熱利用工事	CCC(株)	0	0	6,000,000	600,000	6, 600, 000	0	0	6,000,000	600,000	6, 600, 000
6件名 見積会社 設計費 無助事業に要する経費 合計 会計 (株) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0 (本) B B B 0 0 0 0 0 0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
首件名 見積会社 設計費 設備費 工事費 諸経費 合計 設計費 (株) BB 0 0 0 0 0 0 0 (本) BB 0 0 0 0 0 0 0 (本) BB 0 0 0 0 0 0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
b(体名 見積会社 設計費 設備費 工事費 諸経費 合計 設計費 AAA(株) 0 0 0 0 0 0 (株) BB B 0 0 0 0 0 0 CCC(株) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	合計		0	10,000,000	26,000,000	3, 600, 000	39, 600, 000	0	10, 000, 000	26,000,000	3,600,000	39, 600, 000
fth名 DAAA(株) 設計費 設備費 工事費 諸経費 合計 設計費 (株) BB 0 0 0 0 0 0 0 CCC(株) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	平成30年度分											
C事 AAA(株) 設計費 設備費 工事費 諸経費 合計 設計費 (株)BBB 0 0 0 0 0 0 工事 CCC(株) 0 0 0 0 0 工事 CCC(株) 0 0 0 0 0 (株)BB 0 0 0 0 0	47 H) #17 H	日本人村			力事業に要する経費	#fm/				補助対象経費		
L事 AAA(株) 0 0 0 0 0 0 (株)BBB 0 0 0 0 0 0 工事 CCC(株) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	·	見積受任	設計費	量	工事費		合計	設計費	設備費	工事費	諸経費	合計
(株)BBB 0 0 0 0 0 工事 CCC(株) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	①CGS設置工事	AAA(株)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事 CCC(株) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		(株) BBB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		CCC(株)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0 0 0 0 0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(別紙13-1) 記入例:単年度事業

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 発注計画書

見積依頼書の件名を記載すること

件名:

Νο	年 月 日	発注計画
1	平成〇年〇月〇日	概算見積依頼(○○(株)) 金額は税別価格とすること
2	平成〇年〇月〇日	概算見積回答(〇〇(株): 〇〇,〇〇〇円)
3	平成〇年〇月〇日	交付申請
4	平成○年○月○日	実施見積依頼(○○(株)、 (株)△△、 □□(株))
5	平成〇年〇月〇日	実施見積回答(○○(株)、(株)△△、□□(株))
6	平成○年○月○日	契約締結
7	平成○年○月○日	交付申請以降は、予定を記載すること 納品
8	平成○年○月○日	検収
9	平成○年○月○日	請求
10	平成○年○月○日	支払い完了
11	平成○年○月○日	実績報告
12		
13	補	前助事業に要する経費を構成するすべての発注につ
14	L'	て、件名ごとに本紙を作成すること。
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(別紙13-2) 記入例:複数年度事業

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 発注計画書

見積依頼書の件名を記載すること

件名:

Νο	年 月 日	発注計画
1	平成〇年〇月〇日	概算見積依頼(○○(株)) 金額は税別価格とすること
2	平成〇年〇月〇日	概算見積回答(〇〇(株): 〇〇,〇〇〇円)
3	平成〇年〇月〇日	交付申請
4	平成○年○月○日	実施見積依頼(○○(株)、(株)△△、□□(株))
5	平成〇年〇月〇日	実施見積回答(○○(株)、(株)△△、□□(株))
6	平成〇年〇月〇日	契約締結
7	平成〇年〇月〇日	納品 (実施設計) 交付申請以降は、予定を記載すること
8	平成〇年〇月〇日	検収
9	平成〇年〇月〇日	請求 複数年度にまたがる場合、年度ごとに記載 すること
10	平成〇年〇月〇日	支払い完了
11	平成○年○月○日	実績報告
12	平成〇年〇月〇日	納品 (設備及び工事全体)
13	平成○年○月○日	検収
14	平成〇年〇月〇日	請求
15	平成○年○月○日	支払
16	平成○年○月○日	事業完了報告
17		
18	神しい	前助事業に要する経費を構成するすべての発注につ って、件名ごとに本紙を作成すること。
19		
20		

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中 平成〇年〇月〇日

発注先選定理由書

		所属長印
申請者	○○○株式会社△△△部	
平		印
見積件名	〇〇〇工事	
発注予定先	□□社	
	・随意契約の予定	
	・2社のみの相見積である	
提出理由	・発注予定先が最も安価な見積業者ではない	
	・その他 ()
	選定理由	
	(注)センター内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。 <u>合理的理由として原則認められない例</u> ・導入したい設備の代理店なので ・メーカーに直接見積を取るのが最も安価 ・構内業者だから ・施工の信頼性が高いから ・対応が早いから	

(別紙15)

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 省エネ量・省エネ率達成のためのチェックシート

区分		チェッ	ク欄	
負荷想定		該当 なし		チェック項目
(申請時)	1			廃熱全量を回収・利用する想定となっていないか。 (起動・停止時には廃熱利用できない。放熱ロス等を考慮する必要がある)
	2			事業環境変化による電力・熱負荷の低下リスク(景気変動、将来の省エネ活動によるエネルギー使 用量削減等)を加味し、安全率を考慮しているか。
	3			文献を用いた負荷想定になっていないか。 文献を用いる際は、使用実態に合わせて再検討しているか。
	4			専門家により負荷想定を行った場合、申請用に最低限の想定となっているか。 (設備選定や光熱費の想定の際は、余裕を持って多めの評価することが多いため)
システム設計		該当 なし		チェック項目
(申請時)	5			変動の大きな負荷に対し廃熱を利用する場合(給湯等)、対応する措置がなされているか。 (適正な容量の貯湯タンクを設ける等)
	6			運転条件により、性能が変わることを考慮しているか。 (ガスタービンの吸気温度による能力変化やCGSの部分負荷時の効率低下など)
	7			機器の仕様値に対する裕度(CGSではガス量や廃熱量に5%程度の裕度を見込む場合が多い)や 計測器の誤差を加味しているか。
	8			熱交換器の選定に際し、稼働時の温度条件と設計温度はマッチしているか。 (温度設定により熱回収量が変わってくるため)
	9			初期性能に対し性能低下する可能性がある場合、設計や運用に配慮されているか。 (循環水が不純物を含む場合の熱交換性能低下や洗浄に対し配慮しているか等)
	10			電主運転の場合、廃熱が使いきれない時間帯の有無を確認しているか。
システム調整		該当 なし	対応 済み	チェック項目
(実績報告時)	11			蒸気を扱う場合、CGSの排ガス蒸気はバックアップボイラの蒸気圧より高い設定になっているか。
	12			給湯に廃熱を利用する場合、CGS廃熱が優先的に利用できるように配慮されているか。 (バックアップ熱源の稼働上限温度に対しCGS廃熱の利用条件温度を高くして制御する等)
	13			冷温水機が複数台ある場合、廃熱利用冷凍機(ジェネリンク等)が優先的に使用されるように配慮されているか。(ローテーション運転などで停止していることはないか)
不具合防止		該当 なし	対応 済み	チェック項目
(実績報告時)	14			設置業者から申請者に設備を引き渡す際に、操作や調整方法について説明がなされているか。
	15			試運転において、計測が適正になされていることが確認されているか。
上記以外 の場合	16			【具体的内容を記載すること】
VIIIIII	4 II	+ =	上位。	、一トの計質根拠に、上記項目で使用した終度を明確に記載すること

※別紙3省エネルギー計算シートの計算根拠に、上記項目で使用した裕度を明確に記載すること。

平成 年 月 日

(会社名、所属)

(名前)

印

※申請担当者の所属長以上の方が記載ください。共同申請の場合は、代表して1社記載いただければ結構です。

役員名簿

氏名漢字	氏名カナ		生年月	日		性	会社名	役職名
		和暦	年	月	日	別		
都市 振興	トシ シンコウ	S	25	03	01	男	センター株式会社	代表取締役社長
西新橋 一夫	ニシシンハ゛シ カス゛オ	S	26	05	11	男	センター株式会社	常務取締役
愛宕 一三	アタコ゛ カス゛ミ	S	35	08	31	女	センター株式会社	取締役

- (注1) 役員名簿については、氏名漢字全角(姓と名の間、全角で1マス空け)、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、生年月日(半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角)、性別(全角で男・女)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。
- (注2) 地方自治体は、作成不要。
- (注3) 共同申請の場合は、各社の役員名簿を作成する。

(別紙17)

共同申請における見積依頼から領収書発行までの役割分担

年名:

書類等	発行者※	受取者※	書類等の発行、受取が設備所有者と発注先(候補)とで交わされない場合、その理由*** *** 根拠となる契約書を添付すること。
見積依頼書			
見積書			
注文書			
注文請書			
物件受領書			
# 出			
受領書 (検収書)			
請求書			
支払い			
領収書			
※ 発注先 (候補) が複数ある場合は、	が複数ある場		「発注先」と一括で記載してもよい。

補助事業に要する経費等の申請者別内訳について

申請者が複数の場合、下記を参考に記入してください。 提出にあたっては<mark>別紙「申請書ファイリング例」を参照</mark>し、 他の添付書類とともにファイリングの上、提出してください。

合 計

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
I. 設計費	1,200,000	1,200,000	1/3	400,000
Ⅱ. 設備費	7,000,000	6,000,000	1/3	2,000,000
Ⅲ. 工事費	3,500,000	3, 300, 000	1/3	1,100,000
IV. 諸経費	600,000	600,000	1/3	200,000
合 計	12, 300, 000	11, 100, 000		3,700,000 円

※「補助対象経費」×「補助率」の金額 を記入してください。 但し、I.II.IV.の各区分毎に1円未満 は切り捨ててください。

0000株式会社

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
I. 設計費	1, 200, 000	1,200,000	1/3	400,000
Ⅱ. 設備費	7, 000, 000	6,000,000	1/3	2,000,000
Ⅲ. 工事費	0 F.	0 円	1/3	0 円
IV. 諸経費	0 F-	0 円	1/3	0 円
合 計	8, 200, 000	7, 200, 000		2,400,000 円

「補助対象経費」×「補助率」の金額を記入してください。合計の各区分の経費が上記※の原則に合うよう申請者間で1円単位の切捨て切上げは調整してください。

△△△△株式会社

_			1)	
費目	補助事業に要する	経費	補助対象経費		補助率	補助金の額	
I. 設計費	0	円	0	円	1/3	0	円
Ⅱ. 設備費	0	円	0	円	1/3	0	円
Ⅲ. 工事費	3, 500, 000	円	3, 300, 000	円	1/3	1, 100, 000	円
Ⅳ. 諸経費	600, 000	円	600,000	円	1/3	200, 000	円
合 計	4, 100, 000	円	3, 900, 000	田		1, 300, 000	円

- ※ 金額に消費税等は含まないこと。
- ※ 複数年度事業の場合、「初年度」「2年度目以降」「合表」を作成すること。

申請者別の資金調達計画について

申請者が複数の場合、下記を参考に記入してください。 提出にあたっては<mark>別紙「申請書ファイリング例」を参照</mark>し、 他の添付書類とともにファイリングの上、提出してください。

合 計

調達先	補 助 金	自己資金	借入金	合 計
調達金額	5,550,000	6,650,000	O 円	12, 200, 000 円

〇〇〇〇株式会社

調達先	補 助 金	自己資金	借入金	合 計
調達金額	3,600,000	4,600,000	0 円	8, 200, 000 円

△△△△株式会社

調達先	補 助 金	自己資金	借入金	合 計
調達金額	1,950,000	2,050,000	0 円	4,000,000

- ※ 金額に消費税等は含まないこと。
- ※ 複数年度事業の場合は、事業全体の金額を記入すること。

(別紙20)記入例

	受 理	番 号	

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

申請者 住所

申請時と同じ法人登録印を押印してください。ただし、法人登録印に変更が生じた場合は、変更後の印としてください。 尚、共同申請の場合は、対象となる事業者のみを申請者として記入ください(連名は不要です)。

代表者の変更の場合、変更後 の代表者を記入してください。 氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

印

日

月

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 変更届出書

【変更の内容】

- ①変更事項:
- ②変更前と変更後の内容 変更前

発電出力、機器仕様、省エネルギー効果、設置場所、廃 熱利用用途等、事業計画の変更内容を記載してください 必要があれば、別紙資料にて説明を行ってください。

変更後

- ③変更年月日 平成 年 月 日
- ④変更の理由

 (別紙21-1)

 受理番号(センターで記入)

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

申請者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

臼

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 事業継続誓約書

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金の交付を受けた場合、以下の内容を遵守し、複数年度事業を継続し設備の導入を完了させることを誓約いたします。

- ・平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金の交付規程等の規程類に のっとり、設備の導入を完成させること。
- ・実施計画書に記載した内容を満足させること。
- ・平成28年度実績報告書提出の後、以降の事業計画をセンターに提出すること。
- ・設備の導入計画に変更がある場合、センターに報告すること。
- ・複数年度事業が完了した際には、センターに完了報告書を提出するとともに、導入する 設備や実施内容が事業計画に記載した内容を満足しているかセンターの確認を受ける こと。
- ・途中で設備の導入を中止した場合や実施計画書に記載した内容を満足させることが出来 なくなった場合には、既に交付した補助金相当額を納付すること。
- ・設備の導入後、1年間(高効率コージェネレーション導入事業の場合)または3年間 (エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の場合)、効果検証データを とりまとめ、センター宛てに提出すること。

(別紙:2	21-	- 2)					
	補	助	金	交	付	番	号	

年 月 日

囙

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 事業継続計画書

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金の交付を受けた事業を継続いたしますので、下記の通り報告します。

1. 継続事業の内容

- ①すでに交付された補助事業に記載した事業計画からの変更有無: あり なし
- ②変更前と変更後の内容(変更ある場合のみ記載) 変更前

変更後

2. 事業の完了予定日

平成 年 月 日

(別紙2	21-	- 3)					
	補	助	金	交	付	番	号	

年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

钔

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 事業完了報告書

平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金の交付を受けた事業を完了いたしますので、下記の通り報告します。

1. 実施した事業の内容

2. 事業の完了日

平成 年 月 日

(別紙22)

法務省ホームページより 登記事項証明書 登記簿謄抄本 交付申請書

概要記録事項証明書

・「XV. 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し」を取得する場合は、「**①全部事項証明書(謄本)**」の **履歴事項証明書**(閉鎖されていない登記事項の証明)にレ印をつけ、各法務局で交付申請してください。

会社法人用

登記事項証明書登記簿謄抄本交付申請書

概要記録事項証明書

※ 太枠の中に書いてください。

(地方)法務局 支局・出張所 平成 年 月 日 申請

窓口に来られた人	住 所					収入印紙欄	
(申請人)	氏 名					収入	
商号・名称 (会社等の名前) 本店・主たる事務所						印 紙	
(会社等の住所) 会社法人等番号						収入	
※ 必要なものの	○□にレ印をつ	けてください。				印 紙	
請		求	事	項	請求通数		
※現在幼力がある 属する年の1月□ 現在事項□ 閉鎖事項※当該証明書の交	短証明書 (閉象 登記事項に加えて、 1日から請求があっ 更証明書 (現在 更証明書 (閉鎖	当されていない登記等 当該証明書の交付の請求 た日までの間に抹消され に効力がある登記事項 いされた登記事項の記 の3年前の属する年の1 ・ナ。	たがあった日の た事項等を記 頁の証明) 正明)	93年前の日の 出載したものです。	通	収入印紙は割	

日本標準産業分類(平成25年10月改定)

分類	業種	業種分類
農業、林業		
A 0 1	農業	製造業その他
A 0 2	林業	製造業その他
漁業		
В 0 3	漁業(水産養殖業を除く)	製造業その他
B 0 4	漁業 水産養殖業	製造業その他
鉱業、採石	業、砂利採取業	
C 0 5	鉱業、採石業、砂利採取業	製造業その他
建設業	•	
D 0 6	総合工事業	製造業その他
D 0 7	職別工事業(設備工事業を除く)	製造業その他
D 0 8	設備工事業	製造業その他
製造業		
E 0 9	食料品製造業	製造業その他
E 1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	製造業その他
E 1 1	繊維工業	製造業その他
E 1 2	木材・木製品製造業(家具を除く)	製造業その他
E 1 3	家具・装備品製造業	製造業その他
E 1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	製造業その他
E 1 5	印刷・同関連業	製造業その他
E 1 6	化学工業	製造業その他
E 1 7	石油製品・石炭製品製造業	製造業その他
E 1 8	プラスチック製品製造業	製造業その他
E 1 9	ゴム製品製造業	製造業その他
E 2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	製造業その他
E 2 1	窯業・土石製品製造業	製造業その他
E 2 2	鉄鋼業	製造業その他
E 2 3	非鉄金属製造業	製造業その他
E 2 4	金属製品製造業	製造業その他
E 2 5	はん用機械器具製造業	製造業その他
E 2 6	生産用機械器具製造業	製造業その他
E 2 7	業務用機械器具製造業	製造業その他
E 2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	製造業その他
E 2 9	電気機械器具製造業	製造業その他
E 3 0	情報通信機械器具製造業	製造業その他
E 3 1	輸送用機械器具製造業	製造業その他
E 3 2	その他の製造業	製造業その他
電気・ガス	・熱供給・水道業	
F 3 3	電気業	製造業その他
F 3 4	ガス業	製造業その他
F 3 5	熱供給業	製造業その他
F 3 6	水道業	製造業その他

G 3 7	通信業	製造業その他
	放送業	
G 3 8		サービス業 サービス業
G 3 9	情報サービス業	
G 4 0	インターネット付随サービス業	製造業その他
(映像		生い生光マッル
G 4 1 0	管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
G 4 1 1	映像情報制作・配給業	サービス業
G 4 1 2	音声情報制作業	サービス業
	新聞業	製造業その他
G 4 1 4	出版業	製造業その他
G 4 1 5		サービス業
G 4 1 6	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	サービス業
THA 44		
運輸業、郵		生い生光マッル
H 4 2	鉄道業 ※四株を実際業	製造業その他
H 4 3	道路旅客運送業	製造業その他
H 4 4	道路貨物運送業	製造業その他
H 4 5	水運業	製造業その他
H 4 6	航空運輸業	製造業その他
H 4 7	倉庫業	製造業その他
H 4 8	運輸に付随するサービス業	製造業その他
H 4 9	郵便業(信書便事業を含む)	製造業その他
n ++	# * ***	
<u>『売業、小</u>		左n 古 火
I 5 0	各種商品卸売業	卸売業
I 5 1	繊維・衣服等卸売業	卸売業
I 5 2	飲食料品卸売業	卸売業
I 5 3	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	卸売業
I 5 4	機械器具卸売業	卸売業
I 5 5	その他の卸売業	卸売業
I 5 6	各種商品小売業	小売業
I 5 7	織物・衣服・身の回り品小売業	小売業
I 58	飲食料品小売業	小売業
I 5 9	機械器具小売業	小売業
I 6 0	その他の小売業	小売業
I 6 1	無店舗小売業	小売業
	マ 並	
≥融業、保 原		制化光スの加
J 6 2	銀行業	製造業その他
J 6 3	協同組織金融業	製造業その他
J 6 4	貸金業、クレジットカード業等非貯金信用機関	製造業その他
J 6 5	金融商品取引業、商品先物取引業	製造業その他
J 6 6	補助的金融業等	製造業その他
J 6 7	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	製造業その他
「動産業、	加日佳代坐	
<u>) 関座来、</u> K68	勿品賃貸業 不動産取引業	製造業その他
	个期)性以り 来 全賃貸業・管理業)	表担未てり他
K 6 9 0	宝貝貝乗・官 生業) 管理、補助的経済活動を行う事業所	製造業その他
		製造業その他
K 6 9 1	不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)	製造業その他
K 6 9 2	貸家業、貸間業	
	駐車場業	サービス業
K 6 9 4	不動産管理業 物品賃貸業	製造業その他サービス業
K 7 0	Prop. 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

学術研究、『	専門・技術サービス業	
<u>子彻妍先、</u> L71	等門・技術リーとろ業 学術・開発研究機関	サービス業
L 7 2	専門サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L 7 3	広告業	サービス業
L 7 4	技術サービス業(他に分類されないもの)	サービス業
L I I	大州 / これ来(個に分類ですがなく はり)	/ こ八来
宿泊業、飲~	食サービス業	
M 7 5	宿泊業	サービス業
M 7 6	飲食店	小売業
M 7 7	持ち帰り・配達飲食サービス業	小売業
	74 27/10 2 10/10/20	7 / 2 / 1
生活関連サー	ービス業、娯楽業	
N 7 8	洗濯・理容・美容・浴場業	サービス業
(その作	也の生活関連サービス業)	
N 7 9 0	管理、補助的経済活動を行う事業所	サービス業
N 7 9 1	旅行業	製造業その他
N 7 9 2	家事サービス業	サービス業
	衣服裁縫修理業	サービス業
N 7 9 4		サービス業
	火葬・墓地管理業	サービス業
	冠婚葬祭業 (1) (1) (1) (1) (1) (1)	サービス業
	他に分類されない生活関連サービス業	サービス業
N 8 0	娯楽業	サービス業
₩ <u>₩</u> ₩	 - 전 개	
教育、学習		11. 13 9 平
081	学校教育	サービス業
O 8 2	その他の教育、学習支援業	サービス業
医療、福祉		
<u> </u>	医療業 ※1	サービス業
P 8 4	保健衛生	サービス業
P 8 5	社会保険・社会福祉・介護事業	サービス業
		, , //
複合サービ	ス業	•
	郵便局	サービス業
Q 8 7	協同組合(他に分類されないもの)	サービス業
	(他に分類されないもの)	
R 8 8	廃棄物処理業	サービス業
R 8 9	自動車整備業	サービス業
R 9 0	機械等修理業	サービス業
R 9 1	職業紹介・労働者派遣業	サービス業
R 9 2	その他の事業サービス業	サービス業
R 9 3	政治・経済・文化団体	サービス業
R 9 4	宗教	サービス業
R 9 5	その他のサービス業	サービス業
R 9 6	 外国公務	サービス業
八数 (jh)r	 分類されるものを除く)	
公務(他に) S 9 7	が親されるものを除く) 国家公務	製造業その他
S 9 8	地方公務	製造業その他
	地方4分	
500		
	L 定 業	
分類不能の		製造業その他
	産業 分類不能の産業	製造業その他

※1 医療法人は、中小企業者ではありません

非営利民間団体の範囲

- 「3.(1)事業者適格性」において、設備の所有者が直近2期連続で経常収支が赤字でないことが必要としていますが、非営利民間団体については、この適用を免除します。本補助金では、非営利民間団体とは、特定非営利活動法人等の営利を目的としない事業を行う民間団体であり、申請時に以下の要件についての証明書類等を提出できる団体を指します。また、事業の補助対象経費に、国からの他の補助金、交付金等が含まれないことが条件とします。
- (1) 法人格の取得に必要な諸官庁の認証等を受け、登記等の手続きが完了していること。
- (2) 事業に必要な自己資金を確保しているほか、資金の調達方法が明確であること。
- (3) 定款、前年度の収支決算書、申請年度の事業計画書及び収支予算書等を整備していること。
- (4)継続的な非営利活動実績又は継続的でかつ具体的な非営利活動計画を有していること。
- (5) 具体的な事業実施計画があること。
- (6) 必要な監査を行っていること。

[参考] 非営利民間団体の例

- ・特例民法法人(旧民法第34条に基づき設立された法人)
- ·特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法)
- · 学校法人(私立学校法)
- · 社会福祉法人(社会福祉事業法)
- 医療法人(医療法)
- · 宗教法人(宗教法人法)
- · 更生保護法人(更生保護事業法)
- · 労働組合(労働組合法)
- •信用金庫(信用金庫法)
- ·協同組合、共済組合(各種組合法)
- · 土地改良区(土地改良法)
- ・一般社団法人、一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律)
- ・公益社団法人、公益財団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)
- ・その他特別法で認められた法人(独立行政法人、国立大学法人、等)

エネルギーサービスに係る契約を財産処分制限期間内に破棄、 または修正等を行った際の返納金額について

財産処分制限期間内にエネルギーサービスに係る契約の破棄または、修正などにより、コージェネレーションが最適に運転されない場合や契約更新がなされなかった場合は、エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の確定金額から高効率コージェネレーション導入事業として採択された場合の補助金額を差し引き、償却年数を考慮した金額を返納していただきます。

なお、エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の補助金額が補助上限額の場合は、 補助上限額から高効率コージェネレーション導入事業として採択された場合の補助金額を差し引 き、償却年数を考慮した金額を返納していただきます。

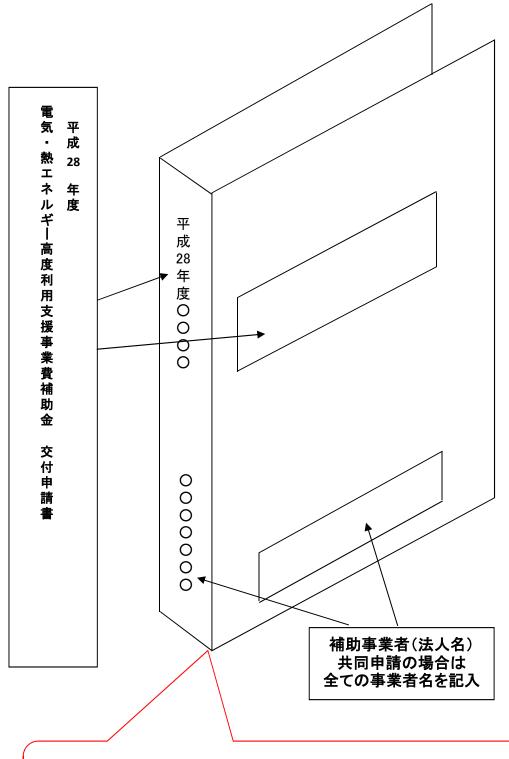
10年後にコージェネレーションを最適に運転することを約した契約を破棄した場合

- 例1) 償却方法:定額法、補助対象経費:9000万円、財産処分制限期間:15年
 - (返納金額) = (エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の補助金額
 - 高効率コージェネレーション導入事業として採択された場合の補助金額)
 - × (財産処分制限期間 償却年数) ÷ 財産処分制限期間

 $(9000 \, \mathrm{万P} \times 1/3 \, - \, 9000 \, \mathrm{万P} \times 1/4) \times (15 \, \mathrm{F} - 10 \, \mathrm{F}) \div 15 \, \mathrm{F} = 250 \, \mathrm{万P}$

- 例 2) 償却方法:定額法、補助対象経費:4.8億円、財産処分制限期間:15年
 - (返納金額) = (エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の補助金額
 - 高効率コージェネレーション導入事業として採択された場合の補助金額)
 - × (財産処分制限期間 償却年数) ÷ 財産処分制限期間
 - $(1.5 億円**_1 4.8 億円×1/4) × (15年-10年) ÷ 15年 = 1000万円$
 - ※1 補助金上限額が 1.5 億円/1 補助事業であるため、「エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業」の場合の補助金額は上限額(1.5 億円)となる。
- 例3) 償却方法:定額法、補助対象経費:6億円、財産処分制限期間:15年
 - (返納金額) = (エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の補助金額
 - 高効率コージェネレーション導入事業として採択された場合の補助金額)
 - × (財産処分制限期間 償却年数) ÷ 財産処分制限期間
 - $(1.5 億円^{*2} 1.5 億円^{*2}) \times (15 年 10 年) ÷ 15 年 = 0 円$
 - ※2 補助金上限額が 1.5 億円/1 補助事業であるため、「高効率コージェネレーション導入 事業」と「エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業」の場合の補助金額 はともに上限額(1.5 億円)となり、返納は不要。
- ※ 上記は補助事業者が定額法の減価償却を採用している場合であり、定率法を採用している場合は、本例の考え方にもとづき定率法で計算します。

◇ 交付申請書ファイリング例



- * A4、2穴のパイプ式ファイル(左右両開きのファイルで自立すること)
- * 追加資料添付を考えて 幅に余裕が有るファイルを選定 * 原則、クリアポケット・クリアファイルは使用しない

交付申請書・添付リスト及び内訳

交付目	<u>申請書(様式第1)</u>
実施記	十画書(様式第2)
添付No.	項目事項
1	実施場所の地図
2	システムフロー図、配置図、配管図、基礎図
3	機器仕様
4	コージェネレーション設備や補助対象設備に係る単線結線図、配線図 電力協議の説明書
5	省エネルギー計算シート、機器性能の根拠資料(仕様書・技術資料等) 電力や熱の負荷データとその根拠資料、各設備の想定稼働データとその根拠資料 使用燃料、計測器データからの省エネルギー量の算出方法、省エネルギー計算チェック表
6	発注計画書、新築建物の建築計画書、事業継続誓約書
7	見積依頼書の写し、見積書の写し、申請金額整理表
8	コージェネレーション設備のネットワークシステム図 サイバーセキュリティ対策に係るマニュアル、 設備の設置先において、導入設備に対する不審者の侵入を防止する措置 (マニュアル等の)運用開始時期
9	導入設備に対し一定期間適切なメンテナンスが実施されることを証明できる書類

※以下は該当する場合に添付

10

11

	< 共同申請の場合> 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(別紙18参照)、 申請者別の資金調達計画について(別紙19参照) 共同申請者間の役割分担 共同申請における見積依頼書から領収書発行までの役割分担とその根拠資料(別紙17参照)
	リース・エネルギーサービス・ESCO・賃貸借 等に関する契約書(案可)の写し 電力・熱の受給契約書(案可)の写し、料金計算書等
14	支払委託契約書(案可)の写し
15	発注先選定理由書
16	補助金の重複に関する資料

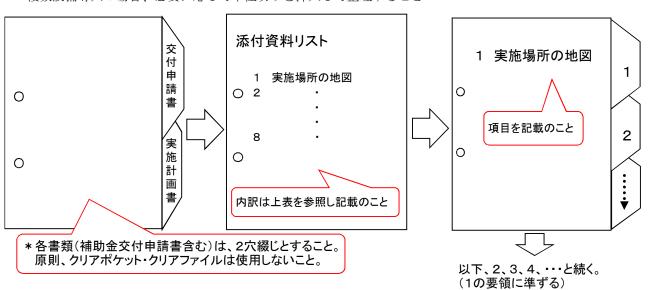
会社概要(会社、事業所のパンフレット)、直近2年間の財務諸表、会社の定款、役員名簿、 履歴事項全部証明書、実施体制図、中小企業の証明書、SPC・LLP組合員の確約書

* 添付書類の詳細については「公募説明会資料 10.補助事業申請に係る提出書類」を参照

事業継続性で該当する項目について、説明するシステム、事業内容の詳細 災害時の防災拠点もしくはそれに準じる拠点に該当することを証明する書類

* 複数設備導入の場合、必要に応じて中仕切りを挿入して整理すること

特定目的会社や地域新電力を構成する場合の証明資料



電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金

交付規程

平成28年4月

一般社団法人 都市ガス振興センター

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程

制定 平成28年4月1日 16事040110号

(目的)

第1条 この規程は、交付要綱第22条の規定に基づき、一般社団法人都市ガス振興センター(以下「センター」という。)が行う電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金(以下「補助事業」という。)に係る補助金の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)その他の法令及び電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付要綱(20160309財資第2号。以下「交付要綱」という。)の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

- 第3条 センターは、補助事業を行う民間団体等又は地方公共団体(以下「補助事業者」という。)が策定した実施計画書が、別紙の要件を満たしていると認められる場合に、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表1に掲げる補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者及び別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「事業者」という。)は、様式第1による補助金交付申請書に、様式第2による実施計画書及びセンターが定める書類を添えて、センターに提出しなければならない。
- 2 センターは、事業者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費 税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費 税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号) の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額を

いう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請させるものとする。 ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限り でない。

(交付の決定と通知)

- 第5条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行う。この場合において、センターは、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。
- 2 前項において、予算枠を超えた際には第24条第1項の規定による評価委員会が定める 方法に基づき採点を行い、合計点数の大小で交付先の決定を行う。また、交付先の決定を 行った後に、計画変更により予算に余剰が生じた場合においては、繰り上げによる追加交 付先決定及び追加公募を実施出来るものとする。
- 3 センターは、前項の決定を行った際には、様式第3による交付決定通知書により、事業 者に通知するとともに、通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。
- 4 センターは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 センターは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を事業者 に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 センターは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を 付すことができるものとする。
 - (1) 補助事業者は、適正化法、施行令その他の法令、交付要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
 - (2) 補助事業者は、センターが第13条の規定による補助事業に係る状況の報告等を 受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、センターの指示に従うこと。
 - (3) 補助事業者は、補助事業終了後、センターの指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又

はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとすると きは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書をセン ターに提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を 含む。)の日の属する年度の終了後5年間、センター及び経済産業省の要求があったとき は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による 計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 センターは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変 更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知す るものとする。
- 3 センターは、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、 又は条件を付することができるものとする。
- 4 センターは、第1項における補助事業の全部若しくは一部を他に承継、中止、または廃 止することに対する承認に際して、予め経済産業省と協議を行うものとする。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、 一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付するこ とが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によるこ とができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部

又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 センターが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が、センターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額 と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡、又は動産への質権設定、その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助金の額その他の交付決定の変 更を行う場合、補助事業者との協議のみにより、債権を譲り受けた者は、異議を申 し立てず、当該交付決定の内容変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合 の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定さ れなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、 センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに様式7による状況報告書を提出しなければならない。
- 2 センターは補助事業の遂行及び収支の状況について、必要があれば補助事業者に対し資料の提出の要求もしくは調査を行うことができるものとし、補助事業者はこれに応じなくてはならない。

(補助事業の承継)

第14条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を 行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継 続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させる ことにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨 の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、 その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の 2月28日のいずれか早い日までに、様式第9による実績報告書に、センターが定める書 類を添えて、センターに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末までに、様式第10による補助事業年度末実績報告書をセンターに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付 決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額 の合計額とする。

(補助金の支払)

- 第17条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11に よる精算払請求書をセンターに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部 又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 第16条第5項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第19条 センターは、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは 廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交 付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。
 - (1) 補助事業者が、法令又は本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項 に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用がある ものとする。
- 3 センターは、第1項に基づく取消又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 センターは、第1項の規定による取消をした場合において、その取消に係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第1項第4号に規定する場合であって、第4項の規定に基づく補助金の返還については、 第16条第4項から第5項までの規定を準用する。

(加算金の計算)

第20条 センターは、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が 2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、 最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超え るときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求 した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に 充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第21条 センターは、第16条第5項の規定によって延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第22条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え管理 するとともに、第15条第1項に定める実績報告書に添付しなければならない。
- 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見 込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができる。
- 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から15日以内とし、 期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る 期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した滞納金をセンターに納付しなければ ならない。

(財産の処分の制限)

- 第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4項及び第5項の規定に基づきセンターが 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、 備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(評価委員会)

- 第24条 センターは、有識者から構成される委員会(以下「評価委員会」という。)を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。
- 2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行なうとともに以後の業務に反映させるものとする。
- 3 補助事業者は、評価委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の 執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別表2の記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(個人情報に関する事項)

- 第26条 センターが本補助金事業実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は、法令 に定められている場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができ るものとする。
 - (1) 電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付に係る業務に利用する場合。
 - (2) 国が行う調査業務等に利用する場合。ただし、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

(現地調査等)

第27条 経済産業省又はセンターが必要と認めるときは、経済産業省職員又はセンター職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、 センターが別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙)

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金

実施計画書の要件

- (1) 高効率コージェネレーション機器を導入する事業及びコージェネレーションを活用 し効果的なエネルギー利用を図るエネルギーサービス事業であり、産業分野・業務 分野における1次エネルギーの削減に寄与するものであること。
- (2) 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (3) 補助金対象経費に、国からの補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業ではないこと(法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。)。
- (4) 補助対象期間を超えて、自らの費用負担により補助対象施設を使用しデータ取得等を行う計画を有しているときは、その計画も実施計画書に記載すること。

別表1

別				
		補 助 事 業		
補助対象 経費の区分	費目	内容	補助率	1補助事業当 たりの補助金 の上限額
	設計費	・本事業に必要な機械装置の設計 費、システム設計費		
	設備費	・本事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、エネルギーマネージメントシステム、配管・配線類及びこれらに付随する設備の導入に要する経費。 ・計測機器、データ記録及び集計のための機器に要する経費	1/4以内 (高効率コージェ ネレーション導入 事業 ^{※1})	
事業費	工事費	・本事業に必要な工事に要する経費。・本事業に必要な付帯工事に要する費用。・本事業のために必要な系統連系に要する経費	1/3以内 (エネルギーサー ビス用コージェネ レーション導入事 業 ^{*2})	1. 5億円
	諸経費	・本事業を行うために直接必要な その他経費(工事負担金(電力、 ガス、水道等)、管理費(旅費、会 議費等))		

※1 高効率コージェネレーション導入事業

高い総合エネルギー効率を実現することが可能な市場競争力のある高効率コージェネレーションを電気や熱を利用する需要家自らが導入する事業

※2 エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業

エネルギーサービス事業者(自らの資産として需要家の敷地内にコージェネレーションを設置し、当該需要家に対して電気や熱を効率的に提供するサービス(以下「エネルギーサービス」という)をする者をいう。)がエネルギーサービスを提供するためにコージェネレーションを導入する事業(ただし、下記の要件を全て満たす事業を対象とする。)

- (ア) 需要家の敷地内に(1)と同等の高効率コージェネレーションを導入すること
- (イ) 導入したコージェネレーションを最適に運用すること

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに 当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しな いことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方 が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

(13/1)	1/77 I	/						
	受	理 番	子号	(センタ	ーで記	入)		
-	•		•	•	•	•	•	
1 1		- 1				•		
1 :							•	
-								

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

申請者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

囙

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 交付申請書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号。以下「交付規程」という。)第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付要綱及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

事業

1. 補助事業の名称

	補助事業の目 前助事業の目的					
神	助事業の内容					
3.	補助事業の開	始及び完了予	产定日			
	開始予定日 完了予定日	平成 平成	年 年	月月	日日	
4.	補助事業に要	する経費				円
5.	補助対象経費					円
6.	補助金交付申	請額				円
7.	補助事業に要(別紙の通り		前助対象 紹	圣費及び補	助金の配分額	
8.	同上の金額の (別紙「申請	算出基礎 金額整理表」	の通り)			
(注	E)消費税及び 明記するこ (補助金所	と。				する場合は、次の算式を 控除税額) = (補助金額)

(別紙)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

1114.74	1/1/1-2	/ W/III/4/11/		HU / J H//		
区分	費目	内容(注1)	補助事業に 要する経費 (注 2)	補助対象経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
	設計費		H	円		H
事業費	設備費		H	円		円
ず 未貝	工事費		H	円		H
	諸経費		H	円		Ħ
	合	 計	H	円		H

- (注1) 交付規程別表1の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の 費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。 また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示してください。
- (注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- (注3) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費に ついて、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。
- (注4) 補助率には、1/4 (高効率コージェネレーション導入事業の場合)、1/3 (エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の場合)のいずれかを記載してください。
- (注5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その 限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)をいいます。

年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付申請書 平成 実施計画書

1.	補助	事業の名称								事業
	(1)	事業の実施記 補助事業の日)目的								
	(口)実施場所								
		住 所	(_)				
	ز	最寄り駅								
	施	面設の名称							_	
	()	フリガナ)								
	施	設の所有者								
		図を添付し、補助事業の権		明記す	トること	- 0				
		<u>備助争</u> 栗♡/≰	<u>坑安</u>							
3.	(1)	事業の具体的 事業の実施え)交付要件に a. 導入予治	方法	コージ	エネレ	ーション	`設備'	仕様		
		燃料	形式		台数	発電出		発電効率	総合効率	導入

L				
I				
I				
I				
ľ				

kW

LHV %

状況

LHV %

合計

※要件を満たせないコージェネレーション設備は補助対象とできません。 ※補助金申請のためには、高効率コージェネレーション設備を補助対象として導入する

ことが必要です。

b. エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の確認

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

()	1	エネルギー使用者以外の者が、エネルギー使用者の敷地内に高効率コー
		ジェネレーションを所有すること。
()	2	エネルギーサービス事業者がコージェネレーション設備のオペレーショ
		ンを行う契約において、データのモニタリングを通じ設備を最適に運転
		するもの。
()	3	設備の使用者自身が設備のオペレーションを行う場合において、データ
		のモニタリング、見える化及び最適運転のための助言を行う契約を締結
		するもの。
()	4	設備の使用者に対し、省エネ率、省エネ量等を担保する契約を締結する
		もの。
()	(5)	上記以外の、エネルギー使用者以外の者が高効率コージェネレーション
		の最適運転を行い、効率的なエネルギー利用を図ることができる契約を
		締結するもの。

- ※エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業で申請する場合、上記①および②~ ⑤のいずれかに該当する必要があります。
- ※実績報告時にチェックした内容を満たせていない場合、補助金が交付されません。
- ※チェックした内容に係る契約を財産処分制限期間に破棄または修正し、補助対象設備が最適に運用されなくなる場合、財産処分による補助金相当額の納付が必要になります。

c. サイバーセキュリティ対策

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

. P/ V	<u> </u>	XIII / A / / (II) MICO E HI/ (/ / D C C)
()	1	設備の導入先において、導入する設備に対し不審者の侵入を防止する
		よう措置が取られていること。
()	2	導入する設備が、外部ネットワーク (導入先のネットワークを除く)
		から独立している。もしくはネットワーク化されていないこと。
()	3-1	情報セキュリティ対策がマニュアル化されており、適切な位置にファ
		イアウォールを設置すること。
()	3-2	設備を制御するシステムに対し、セキュリティソフトの導入がマニュ
		アル化されており、これを遵守した運用をすること。
()	3-3	設備を制御するシステムに対し、USB等の外部記憶装置を使用する
		際のセキュリティ対策がマニュアル化されており、これを遵守した運
		用をすること。
()	3-4	ネットワークへの適切なアクセス権限の設定がなされることがマニュ
		アル化されており、これを遵守した運用をすること。

※上記のうち、①と②もしくは①と③-1~③-4をすべて満足しない場合、申請できません。 ※実績報告時にチェックした内容を満たせていない場合、補助金が交付されません。

(ロ) 採点審査に係る事項

a 省エネルギー性と経済性

省エネ率(HHV %)	
省エネ量 (kL)	
費用対効果(省エネ量[kL]÷補助対象経費[億円])	

[※]実績報告時に上記数値を満たせていない場合、補助金が交付されません。

b. 設備の保守計画性と事業継続性

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること。

評価項目	チェック		内容
設備の保守計画性		1	設備の保守契約期間が5年以上であること。
政備の休り可凹注		2	設備の保守契約期間が10年以上であること。
	()	1	系統電力停電時に給電できること。
	()	2	災害時の防災拠点もしくはそれに準じる拠点(コ
事業継続性			ミュニティ防災拠点等)において、災害時(系統電
			力停電時、地震発生時等) に給電が可能なシステム
			であること。

※実績報告時にチェックした内容を満たせていない場合、補助金が交付されません。

(2) 事業実施工程表

- ・別紙「発注計画書」の通り。
- ・補助事業の開始及び完了予定日

当年度	開始予定日	平成	年	月	日
	完了予定日	平成	年	月	日
事業全体	開始予定日	平成	年	月	日
尹未土仲	完了予定日	平成	年	月	日

4. 実施体制

- (1) 実施体制図
 - ・別紙「実施体制図」の通り。

(2) 実施体制

*実施責任者について、以下の内容を記載すること。

	江往にフ	$V \cdot C \setminus V$	<u>ス 1.07ド3名</u>	マグロ	11載すること。			
(フリガナ)								
法人名							印]
部署名								
(フリガナ)								
実施責任者名								
役 職								
住 所	(_)				
電話番号	_	-	_		FAX番号	_	_	
E-mailアドレス		a - 4-34				_ > \ [men 1 w		

[※]申請者が複数の場合、全ての申請者の担当者連絡先について記入のうえ押印すること。

5. 補助対象経費の算出根拠

別紙「申請金額整理表」の通り。

当年度: 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

<u> </u>	. 11114	\mathcal{O}				
区分	費目	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費	設計費		円	円		Ħ
	設備費		円	P		円
	工事費		円 円	PI		円
	諸経費		円	円		円
	1		_			
			円	円		円

事業全体: 補助事業に要する経費、補助対象経費

<u> </u>	- 1 1	1111.74 1 7161 - 77 7	D 11-7-3-4 1119.7-3 1.4 52 611-7-	<i>_</i>
区分	費目	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経費
事業費	設計費		円	Я
	設備費		PI	PI
	工事費		H	П
	諸経費		Pi	P
	- - -	· }計	円	П

6. 補助事業者の概要 *久頃日について直近決質圧度主の数値を補助事業者の単体ベースで記入すること

円
円
)

7. 資金調達計画(補助事業に要する経費)

調達先	補 助 金	自己資金	借入金	合 計
調達金額	円	円	円	円

- ※複数年度事業の場合、事業全体の金額を記入すること。
- ※金額に消費税等は含まないこと。
- ※申請者が複数の場合、合計金額を記入し、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること。

8. 確認事項

*該当する項目にチェック(括弧に○を記入)すること

• H2/	<u>` — </u>	<u> </u>
()	国からの他の補助金との重複 (予定含む)	
(,	該当する場合、補助金名称:
()	中小企業基本法に定める中小企業である

- ※補助対象経費に、国からの補助金等(補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項 に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業ではないこと(法令等の規定により、補助 対象経費に充当することが認められているものを除く)。
- ※本補助金で申請した省エネ量は、他の補助金に重複して申請できません。

[※]設備の所有者(もしくは設備の所有者の親会社)が2期連続で経常収支が赤字でないことが必要 です(地方公共団体、非営利民間団体除く)。

番 号 年 月 日

法人にあっては名称 及び代表者の氏名 宛て

> 一般社団法人 都市ガス振興センター 会 長

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金については、電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号。以下「交付規程」という。)第5条第2項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。
- 2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。 補助事業に要する経費 金 Н 補 助 対 象 経 費 Н 金 補 助 \mathcal{O} 額 Щ 金 金 当該案件の補助金交付番号は、 ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補 助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額並びに区分ごとの配分

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
設計費	円	円		円
設備費	円	円		円
工事費	円	円		円
諸経費	円	円		円
合 計	円	円		円

- 4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。
- 5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付要綱(20160309財資第2号)、交付規程及びセンターの定める規程類に従わなければなりません。

- 6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
- 7. 補助対象設備の導入により、平成28年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助 金実施計画書の3.(1)「事業の実施方法」に記載された内容を満足させるとともに、 財産処分制限期間を通じて遵守する必要があります。
- 8. 設備の稼働後翌年度から1年度間(高効率コージェネレーション導入事業の場合)又は3年間(エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業の場合)、効果検証データを取りまとめ、報告書をセンター宛に提出する必要があります。
- 9. 補助対象設備に担保権を設定する場合は、事前にセンターに対し財産処分承認申請を行う必要があります。
- 10. 複数年度で事業を実施する場合、当年度の交付決定にあたり、次年度以降の交付決定を保証するものではないことを認識の上事業を実施してください。
- 11. 複数年度で事業を実施する場合、次度以降に補助金の交付を受けなかった場合であっても、事業を完了させた場合には、センターに完了報告した上で上記1~9の交付条件を遵守する必要があります。

(様式第4)

(13/4)	<i>7</i> 77 '4 <i>)</i>						
		補 即	1 金	交 付	番号		
		11111 -2) <u>11</u>	<u> </u>	ш .		
I :	:			:		:	:
	=	:		:		:	:
:		:				:	:
1 :		:				:	:
						:	

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

印

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第7条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

- 1. 交付の申請の取下げ理由
- 2. 取下げようとする交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
- (1)補助対象経費

円

(2)補助金の額

円

(様式第5)

)				
	補助	金交	付番号	1.	
: :	:	:	: :	:	:
: :	Ē		: :		:
1 1 1		•			•
			_ : : : : : : : : : : : : : : : _ :		:

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

囙

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 計画変更(等)承認申請書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第9条第 1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

- 1. 変更の内容
- 2. 変更を必要とする理由
- 3. 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (新旧対比)
- 5. 同上の算出基礎
 - (注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第6)

	/				
	補 助	金交	付番-	롸	
	1111 -2-3	业 人	11 🖽	7	
	:		: :	:	
1 : :		Ε	E :		
1 1 1		•	: :		
l : :	=	:	: :	:	:

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

印

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 事故報告書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第12条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1. 事故の原因及び内容
- 2. 事故に係る金額

円

- 3. 事故に対して採った措置
- 4. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第7)

	1)			
	補 助	金交付	番号	
	1111 -5-3	並 入 口	ш .,	
: :			: :	:
1 : :		- E - E -		
: :			: :	:
				<u> </u>

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

印

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 状況報告書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第13条 第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1. 補助事業の遂行状況
- 2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第8)

(1387)	77 0,	/					
		補」	助金	交 付	番号		
		11113	/4	<i>></i> 13	ш		
:	=	:	:	:			:
3	Ξ	Ξ.	Ξ.				
	- 8					- E	
	- 8					- E	

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

卸

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 承継承認申請書

平成 年 月付第 号をもって交付決定のあった電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第14条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

- 1. 交付を決定した補助事業者名
- 2. 補助事業の名称
- 3. 補助事業の内容
- 4. 承継理由
- 5. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
- 6. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第9)

(18/2/17/0	/					
	補助	金交	付 番	무		
	1111 -2-2	业 人	11 1	.,		
1 : :	:		:		:	:
1 : :	3	- ∃	Ε	1	3	3
1 1 1			1	:	1	1
1 : :	=	:	:	:	:	:
			_	•		

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

印

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 実績報告書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第15条 第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1. 実施した補助事業の内容
 - (1)補助事業の内容
 - (2) 重点的に実施した事項

- (3)補助事業の効果
- 2. 補助事業の収支決算
 - (1) 収支明細表(交付決定額)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
設計費	円	円		円
設備費	円	円		円
工事費	円	円		円
諸経費	円	円		円
合 計	円	円		円

(2) 収支明細表 (実績額)

費目	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金額
設計費	円	円		円
設備費	円	円		円
工事費	円	円		円
諸経費	円	円		円
合 計	円	田		円

- (注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第22条第2項の規定に基づき、様式第13による取得財産等管理台帳を添付することとする。
- (注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
 - (補助金所要額) (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)
 - = (補助金額)

3. 補助事業開始日及び完了日

開始日	平成	年	月	目
完了日	平成	年	月	日

(様式第10)

	. 0 /					
	補助	金交	付番	; 号		
ŀ	 					-
	•		•		-	
L			<u> </u>			

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

囙

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 平成 年度末実績報告書

平成 年 月付第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 実施した補助事業
- (1)補助事業の名称
- (2)補助事業の内容
- (3)補助事業の効果
- 2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日

٠ ـ	1113 74 === 2	1 MARKU XII MAT	24.11		
	費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
	設計費	円	円		円
	設備費	円	円		円
	工事費	円	円		円
	諸経費	円	円		円
	合 計	円	 円		円
_	六八池, 字左		F		<u> </u>

交付決定年月日 平成 年 月 日

3. 翌年度への繰越額及び完了予定日

	費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金額
	設計費	円		円	円
	設備費	円		円	円
	工事費	円		円	円
	諸経費	円		円	円
	合 計	円		H	円
2	完了予定年	月日 平成 年	年 月 日		

4. 補助事業を期日までに終了しなかった理由

(様式第11)

(13/12	777 I	1/						
		補具	力 金	交 付	番号			
:		:	:	:	:	:	:	
l :								
	:		:	<u> </u>				

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

印

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 精算払請求書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)

円

- ※ 当該年度の金額を記入すること。
- ※ 金額に消費税等は含まないこと。
- ※ 補助事業者が複数の場合は、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること。

2. 補助金の振込先

2. 畑助金の	<u> </u>									
金融機関名	3	金融コード								
支店名		支店コード								
預金種別	1. 普通 2. 当座 9. 別段 口座番号									
口座名義 (カナ)										
口座名義 (漢字)										

※ 補助事業者が複数の場合は、事業者ごとに記載すること。

(様式第12)

 4)				
補助	金交	付 番	号	

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

囙

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額(交付規程第16条第1項による額の確定額)

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額(上記3-2)

円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式笛13)

(1)8(1)	<i>1</i> 777 1 1	<i>J)</i>				
		補助	金交	付番	号	
			-	-		
			- 1			
l :	Ξ		- €			

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 取得財産等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用 年数	保管場所	補助率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が電気・熱エネルギー高 度利用支援事業費補助金交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産 とする。

 - 2. 財産名の区分は、機械、器具、備品およびその他の財産とする。 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合 は分割して記載すること。
 - 4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第14)

	不了	八分	1 4	t /							
			衤	甫 助	金	交	付	番号			
H	-						=	•	•		_
				Ē	- 1		•				
			•				:			•	
L					_ :		-		_ :		

番 号 年 月 日

一般社団法人 都市ガス振興センター 御中

補助事業者 住所

氏名 法人にあっては名称 及び代表者の氏名

印

平成 年度電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金 財産処分承認申請書

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程(16事040110号)第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1. 処分の内容
 - ① 処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
 - ② 処分の内容(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取り壊し、破棄等)
 - ③ 処分の予定時期平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
 - ④ 処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用場所、使用の目的等)
- 2. 処分の理由
- 3. 処分の条件(有償、無償の別、有償の場合はその予定額も記載すること)